

消費者基本計画 工程表 改定素案

現行の工程表からの変更箇所には下線を引いています。(実績以外)

工程表の策定について

消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）では、消費者を取り巻く環境の変化と課題を踏まえつつ、消費者政策の推進により目指すべき姿を明らかにした上で、消費者政策を推進する上で考慮すべき視点、5年間で取り組むべき施策の内容、計画の効果的な実施について定めている。

このうち、計画の効果的な実施に関しては、消費者基本計画を着実に推進するため、消費者基本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、消費者基本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表を、消費者委員会の意見を聴取した上で、消費者政策会議において策定し、各府省庁等は、工程表に示された施策を着実かつ積極的に進めるものとされている。

本工程表の構成

本工程表は、消費者基本計画において示された、目指すべき姿の実現に向けて、誰（どの府省庁等）が、いつまでに、具体的に何を実施するのかを明らかにするとともに、各府省庁等の間で連携が必要な施策については、それらの関係を明確にするため、図示した資料と図に記載されている施策の内容を可能な限り詳細に記載した資料により構成されている。

また、施策の達成度合いを把握するため、消費者基本計画に示されたKPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）を施策ごとに更に具体化している。さらに、可能な限り、施策の実施による目標を記載している。

本工程表の各施策の項目番号は、消費者基本計画の第4章（5年間で取り組むべき施策の内容）に記載された項目番号に対応している。

なお、別添として、「消費者基本計画第2章（消費者を取り巻く環境の変化と課題）の各項目と施策の対応関係」を付している。

本工程表のフォローアップ

本工程表に記載する施策の実施状況については、消費者基本法に基づき、毎年度、消費者庁が関係府省庁等の協力を得て報告を取りまとめ、政府として国会に提出する。

消費者委員会は、本工程表に記載する施策の実施状況について、KPIも含めて随時確認し、検証・評価・監視を行う。

また、消費者政策会議において、施策の実施状況の検証・評価・監視を行い、消費者委員会の意見を聴取した上で、1年に1回は本工程表を改定し、必要な施策の追加・拡充や整理、実施状況に応じた施策の実施時期の見直し（前倒しを含む。）等を行う。

目次

1	消費者の安全の確保	1
(1)	事故の未然防止のための取組	1
(2)	消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止	12
(3)	的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止	18
(4)	食品の安全性の確保	23
2	表示の充実と信頼の確保	35
(1)	不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、 厳正な運用	35
(2)	商品・サービスに応じた表示の普及・改善	38
(3)	食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用	44
3	適正な取引の実現	49
(1)	商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	49
(2)	商品・サービスに応じた取引の適正化	55
(3)	情報通信技術の進展に対応した取引の適正化	76
(4)	詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	79
(5)	規格・計量の適正化	87
4	消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成	89
(1)	消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映	89
(2)	消費者教育の推進	93
(3)	消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支 援・促進	112
(4)	公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保	117
(5)	環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進	122
5	消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備	129
(1)	被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	129
(2)	高度情報通信社会の進展に対応した消費者利益の擁護・増進	137
(3)	消費生活のグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁 護・増進	141
6	国や地方の消費者行政の体制整備	146
(1)	国（独立行政法人を含む。）の組織体制の充実・強化	146
(2)	地方における体制整備	156
	特定商取引法の適用除外とされた法律の行政処分等の執行実績	164
	商品・サービス別の消費生活相談件数	176

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 事故の未然防止のための取組	身近な化学製品等に関する理解促進	身近な化学物質に関するガイドブック等の作成・配布や、疑問に対応する「化学物質アドバイザー」の派遣【環境省、関係省庁等】					化学物質アドバイザーの派遣回数
		(KPIの現状) 平成28年度 化学物質アドバイザーの派遣回数:23回(前年度:24回)					
	家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成	必要に応じて、製品群ごとに手引きを作成又は改訂【厚生労働省】					(イ)手引きを新たに作成又は改訂した家庭用化学製品の製品群数 (ロ)家庭用化学製品等を使用した際の危害報告の件数
		(KPIの現状) (イ)手引きを新たに作成又は改訂した家庭用化学製品の製品群数:0件 (ロ)家庭用化学製品等を使用した際の危害報告の件数:1,621件(平成27年度)					
軽井沢スキーバス事故を受けた対応		「安心・安全な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づく検討					(イ)再発防止策の取組状況 (ロ)下限割れ運賃等についての通報窓口の設置
		運転者の技量チェックの強化、運行管理の強化等の貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化等【国土交通省】					
		貸切バスツアーに関する消費者意識調査を踏まえ、消費者が安全性を考慮してバスツアー商品を選択できるような環境整備を推進【消費者庁、国土交通省】					
		実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化【国土交通省】					
		利用者に対する安全性の「見える化」【国土交通省】					
		(KPIの現状) (イ)再発防止策の取組状況 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた事項について、85項目中、以下の内容を含む71項目について実施済み。 企画募集のパンフレット等に貸切バスの運行事業者名を掲載(通達改正)。 比較サイト等において、セーフティバス認定のランク等が掲載されるよう、貸切バス事業者のASV技術搭載車両導入率等、貸切バス事業者に関する一定の安全情報を公表。 (ロ)下限割れ運賃等についての通報窓口を平成28年8月に設置。					

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 事故の未然防止のための取組	住宅・宅地における事故の防止	住宅における事故の防止のための助言等の支援【国土交通省】					(イ) 特定行政庁におけるマネジメント計画の実施状況 (ロ) マニュアル等の改訂数
		宅地造成に伴う災害の防止のためのマニュアル等の改訂【国土交通省】					
		(KPIの現状) 平成28年度末時点 (イ) 特定行政庁におけるマネジメント計画の実施状況：188(P)の特定行政庁において実施 (ロ) マニュアル等の改訂数：1件					
	基礎ぐい工事の適正な施工を確保するための取組	建築会社が基礎ぐい工事にて一般的に遵守すべき施工ルールの作成【国土交通省】	関係建設業団体及び建設会社におけるルールを受けた対応のフォローアップ【国土交通省】				(イ) 関係建設業団体及び建設会社におけるルールを受けた対応の実施状況 (ロ) 建築士の定期講習の実施状況
		基礎ぐい工事における工事監理を行うに当たっての留意点及び建築基準法上の中間検査の留意点の作成【国土交通省】	建築士や特定行政庁への周知【国土交通省】				
		(KPIの現状) (イ) 国土交通省が告示した一般的施工ルールやこれを受けて策定された業界団体ルールを自社の施工に取り入れている事業者：133社/133社(平成28年7月末時点) (ロ) 地盤・基礎に関する講習内容が国土交通省による追加・充実の依頼を反映している一級建築士定期講習の実施状況(平成28年4月から平成29年1月まで)：受講者数 32,043名(P)					

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I	
(1) 事故の未然防止のための取組	まつ毛エクステンションによる危害の防止	<p>実態把握を行い、地方公共団体に対応を要請【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】</p>	<p>継続的に事故情報を収集し、美容師への教育や地方公共団体における指導監督を実施【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】</p>					まつ毛エクステンションに係る被害件数
		<p>(KPIの現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報データベースへのまつ毛エクステンションに関する事故情報登録件数(平成28年度発生): 84件(平成28年12月末時点)(前年同期: 73件)(消費者庁) ・各地方公共団体(衛生主管部局)で把握した健康被害等の件数: 175件(平成27年度)(前年度: 246件)(厚生労働省) 						
子供の不慮の事故を防止するための取組		<p>「子どもを事故から守る!プロジェクト」の展開、子供の不慮の事故を防止するための普及活動の推進等【消費者庁、経済産業省、関係府省庁等】</p>					<p>(イ)「子どもを事故から守る!プロジェクト」の普及活動の実施状況</p> <p>(ロ)分析・調査の実施状況</p>	
		<p>子供の事故の動向の分析及び子供の事故に関する消費者意識調査の実施【消費者庁】</p> <p>子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議の開催【消費者庁、関係府省庁】</p>						
<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ)「子どもを事故から守る!プロジェクト」の普及活動の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども安全メール登録件数(平成28年12月22日配信分): 30,020件(前年同期: 27,873件) ・子ども安全メール配信回数(平成28年4月から平成29年3月まで): 51回(前年同期: 53回) <p>(ロ)分析・調査の実施状況</p> <p>平成28年度に、人口動態調査の調査票(平成22年から26年までの5年分。非公表の死亡票を含む詳細データ)を基に事故の動向分析を実施。</p>								

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 事故の未然防止のための取組	危険ドラッグ対策の推進	<p><第四次薬物乱用防止五か年戦略等の推進>【内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁】</p>			<p><第五次薬物乱用防止五か年戦略等の推進> (P)</p>		<p>(イ) 国内外で流通が確認された危険ドラッグに含まれる物質の指定薬物への指定状況</p> <p>(ロ) 危険ドラッグの取締り体制の強化状況</p> <p>(ハ) 調査を実施した通信販売サイト数、表示の是正要請した通信販売サイト数、行政処分した通信販売サイト運営事業者数</p> <p>(ニ) 普及啓発活動の実施状況</p> <p>(ホ) 薬物乱用防止教育の取組状況</p> <p>(ヘ) UNODC (国連薬物・犯罪事務所) が実施するグローバルSMARTプログラムへの協力状況</p>
		<p>・危険ドラッグに含まれる物質の指定薬物への指定</p> <p>・医薬品医療機器等法を踏まえた指導取締の徹底【厚生労働省】</p>					
		危険ドラッグの取締り体制の強化【厚生労働省、警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、海上保安庁】					
		特定商取引法に基づく危険ドラッグの通信販売サイトに対する表示の是正要請等、関係機関に対する情報提供(不定期)【消費者庁、警察庁、厚生労働省】					
		危険ドラッグの正しい知識の普及啓発【内閣府、警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、関係省庁等】					
		学校における薬物乱用防止教育の充実【文部科学省、警察庁、厚生労働省、関係省庁等】					
		UNODCが実施するSMARTプロジェクトへの継続的な拠出 危険ドラッグに係る各種国際会議への積極的な参加【外務省】					
		(KPIの現状)					
		(イ) 新たに指定した指定薬物：26物質(平成28年4月から平成29年3月まで)					
		(ロ)					
		<ul style="list-style-type: none"> 地方厚生局麻薬取締部において、平成27年、医薬品医療機器法違反で142事件166名を検挙した(平成26年：92事件148名)。水際の検査命令対応として、平成28年10月末時点で指定薬物相当の輸入品66物品の輸入通関を差し止め、そのうち21物品に検査命令を実施。(厚生労働省) 平成28年、危険ドラッグ関連事件を864事件(前年比：21.5%減)、920人(前年比：23.1%減)検挙した(平成27年：1,100事件、1,196人)。(警察庁) 					
		(ハ)					
		<ul style="list-style-type: none"> 削除要請したサイト数：303、そのうち閉鎖されたサイト数：247(平成26年12月から平成28年12月まで)(厚生労働省) 調査を実施したサイト数：10(前年度：230)、表示の是正要請した通信販売サイト数：10(前年度：4)、行政処分した通信販売サイト運営事業者数：0(前年度：0)(消費者庁) 					
		(ニ)					
		<ul style="list-style-type: none"> 各種広報啓発活動の推進により、国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成が図られた。(警察庁) ウェブサイトや薬物乱用防止教室を通じた普及啓発を実施中。(財務省) 自動車運送事業者に対し、監査や啓発活動の推進等を通じ、薬物の使用禁止の徹底を図る。(国土交通省) 平成28年においては、非行防止教室を1,875件(前年：1,982件)開催し、その一環として薬物乱用問題を取り扱った。(法務省) 					

		<ul style="list-style-type: none"> ・講演会の開催等を通じ、産業界等に対して、我が国における麻薬等原材料輸出規制制度等の周知その他関連情報について提供を行うとともに、事業者における自主管理の徹底等を要請した。（経済産業省） ・海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」を積極的に広報し、薬物密輸事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼びかけた。（海上保安庁） <p>(ホ) 薬物乱用防止教室の開催率（平成27年度実績）（文部科学省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校：76.2%（平成26年度：72.3%） ・中学校：88.9%（平成26年度：88.3%） ・高等学校：84.6%（平成26年度：83.6%） ・中等教育学校：78.0%（平成26年度：75.5%） <p>(へ) UNODCが実施するグローバルSMARTプログラムに対し、15万ドルを拠出した（平成28年度）。（外務省）</p>
--	--	--

1 消費者の安全の確保

(1) 事故の未然防止のための取組

身近な化学製品等に関する理解促進

身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、それらの化学製品に使用されている化学物質の名称、危険有害性情報及び環境リスク等に関連した情報を収集し正確に分かりやすく提供するとともに、リスクコミュニケーションの知見を有する人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進する。【環境省、関係省庁等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成26年度のPRTRデータの集計結果を基に、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成した（平成28年9月発行）。また、化学物質アドバイザーについては、平成28年度に23回派遣した（前年度：24回）。【環境省】

家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成

家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、必要に応じて、各種製品群につき、事業者が製品の安全対策を講ずるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」の作成及び改訂を行う。【厚生労働省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成26年度のモニター病院等からの健康被害情報を公表しており、今後、その結果を踏まえて、必要に応じて手引きの新たな作成及び改訂を行うこととしている。【厚生労働省】

軽井沢スキーバス事故を受けた対応

「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において取りまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき、貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化、旅行業者、利用者等との関係強化等を実施する。【国土交通省】

特に、貸切バスツアーに関する消費者意識基本調査を踏まえ、消費者が安全性を考慮してバスツアー商品を選択できるような環境整備を推進する。【国土交通省、消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

貸切バス事業者等の情報を迅速に提供するため、ウェブサイトの更新頻度を月1回から月3回に増やすとともに、より手軽な閲覧方法としてスマートフォン向け簡易検索サイトを開設した。

また、乗客へのシートベルトの着用の注意喚起、発車前の乗客のシートベルトの着用状況の目視等による確認等の徹底を全ての貸切バス事業者に要請した（警察庁と連名の通知を発出。）。

さらに、警察庁と連名のシートベルト着用励行リーフレットを作成（訪日外国人旅行者向け用の外国語版を含む。）し、インターネット等を活用し周知した。

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において平成28年3月の中間整理を経て、同年6月に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を取りまとめた。「総合的な対策」に基づき、同年8月、貸切バス運賃・料金における下限割れ等についての通報窓口が設置され、同年10月、旅行業者の企画募集のパンフレット等に貸切バスの事業者名の掲載を義務付けるよう通達改正を行った。また、貸切バス事業の許可に係る更新制の導入、事業者等の欠格事由の拡充、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて民間指定機関が巡回指導等を行うための負担金制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」（平成28年法律第100号）は、第192回国会で成立し、同年12月に公布された。さらに、同年12月には、貸切バス事業者の安全情報を国土交通省のウェブサイト公表した。【国土交通省】

貸切バスツアーに関する消費者意識調査を実施した（今後、その結果を踏まえて、消費者向けの啓発を行うこととしている。）。【消費者庁】

住宅・宅地における事故の防止

宅地造成に伴う災害を防止するため、最新の知見等を踏まえてマニュアル等の改訂を行う。

住宅における不慮の事故を防ぐため、違反对策など建築基準法の適切な運用を行う特定行政庁に対して助言等の支援を行う。【国土交通省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年5月に、平成23年東北地方太平洋沖地震による被災実態を分析して得られた知見や復旧事例を踏まえ、宅地耐震化の更なる推進を図るため「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」、「宅地耐震工法選定ガイドライン」を見直し、これらを合わせて「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」として取りまとめた。

また、平成27年6月には、各特定行政庁に対して、改訂した「建築行政マネジメント計画策定指針」に係る通知を発出し、建築物の違反对策などに資する「建築行政マネジメント計画」の見直しの積極的取組と適切な業務の推進のための支援を行った。【国土交通省】

基礎ぐい工事の適正な施工を確保するための取組

基礎ぐい工事問題の発生を受けて、基礎ぐい工事の適正な施工を確保するため、建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき施工ルール（国土交通省告示）の対象となる工事について、関係建設業団体及び建設会社におけるルールを受けた対応のフォローアップを行う。

また、基礎ぐい工事について、工事監理者が工事監理を行うに当たっての留意点や、建築基準法に基づく中間検査における留意点をまとめ、建築士の定期講習等を通じて建築士や特定行政庁へ周知を行う。【国土交通省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

基礎ぐい工事問題の発生を受けて、建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき施工ルールである「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」を平成28年3月4日に告示するとともに、その制定について関係建設業団体に周知した（一般的施工ルールやこれを受けて

策定された業界団体ルールを自社の施工に取り入れている事業者：133社/133社（平成28年7月末時点））。

また、あわせて工事監理者が基礎ぐい工事における工事監理を行うに当たっての留意点を示した「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン」を策定するとともに、建築基準法上の中間検査等における留意点を取りまとめ、建築設計関係団体や特定行政庁等へ周知した。さらに、一級建築士定期講習等実施機関に対して、地盤・基礎に関する講習内容の追加・充実を依頼した（地盤・基礎に関する講習内容に、上記依頼が反映された一級建築士定期講習の実施状況（平成28年4月から平成29年1月まで）：受講者数 32,043名（P））。【国土交通省】

工事監理ガイドラインを踏まえた工事監理が行われているかどうかの確認は、中間検査において制度としてフォローアップする仕組みとなっている。

まつ毛エクステンションによる危害の防止

まつ毛エクステンションによる危害を防止するため、美容師への教育や地方公共団体における指導監督を進めているところであり、併せて、実態把握を行い、必要に応じ、新たな対策を検討する。【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

国民生活センターがP I O - N E T情報の分析やアンケート調査等によって危害の実態を把握するとともに、消費者庁及び厚生労働省は平成27年6月、地方公共団体に対して、事業者への指導監督の徹底や健康被害情報の収集等を依頼する通知を発出した。【消費者庁、厚生労働省】

厚生労働省は平成27年12月及び平成28年12月に、地方公共団体に対して、事業者への指導監督の徹底や平成27年度及び平成28年度における健康被害情報の収集等を依頼する通知を発出した。【厚生労働省】

子供の不慮の事故を防止するための取組

子供の事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、地域、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開する。【消費者庁、経済産業省、関係府省庁等】

また、子供の事故の動向分析及び消費者意識の実態調査を実施するとともに、その結果を踏まえて、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」（9府省庁が参加）において、子供の事故防止策を検討・推進する。【消費者庁、関係府省庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年度は、引き続き「子ども安全メールfrom消費者庁」を配信（子ども安全メール登録件数（平成28年3月31日配信分）：28,058件）するとともに、プロジェクトのイメージキャラクターが子供向け教育イベント等（東京、群馬、埼玉にて開催）に参加し、子供の事故予防を呼び掛けた。

平成28年度は、6月に「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」（9府省庁が参加）を設置し、消費者庁が事務局となって3回開催した（平成28年6月及び11月、平成29年3月）。

第3回会議において、関係府省庁による平成29年度の取組を取りまとめた。

また、平成27年度に引き続き「子ども安全メールfrom消費者庁」を配信（登録件数（平成28年12

月22日配信分) : 30,020件) するとともに、平成28年7月から8月までにかけて、プロジェクトのイメージキャラクターが子供向け教育イベント等(東京、大阪、仙台にて開催)に参加し、子供の事故予防を呼び掛けた。さらに、厚生労働省から人口動態調査の調査票(平成22年から26年までの5年分。非公表の死亡票を含む詳細データ)を入手・分析し、同データを基に子供の事故防止に関する注意喚起公表を1回(平成28年12月末現在)行ったほか、分析内容を取りまとめて公表した。

【消費者庁】

子ども霞が関見学デーの中で、製品安全について親子で考える機会を設けた。また、小学校高学年を対象とした製品安全教育を試験的に実施した。【経済産業省】

危険ドラッグ対策の推進

薬物乱用の根絶のため、薬物乱用対策推進会議において策定された「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(平成25年8月決定)及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」(平成26年7月決定)に基づき、関係省庁で連携した総合的な取組を推進する。また、青少年に対する危険ドラッグの危険性についての正しい知識の周知徹底や乱用薬物に手を出させないための規範意識醸成のため、青少年に訴求力の高い広報媒体や手法の活用に配意した広報啓発活動を推進する。【内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、関係省庁等】

厚生労働省では、危険ドラッグに含まれる物質を迅速に指定薬物に指定するとともに、検査命令及び販売停止命令等を活用し、危険ドラッグの販売を抑制する。

【厚生労働省】

警察においては、危険ドラッグの取締りに当たり、特定商取引法に基づく危険ドラッグの通信販売サイトに対する取締りに資する関連情報等を積極的に提供するなど、関係機関との連携を強化して的確に対応する。【警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁】

消費者庁では、関係機関と連携しつつ、特定商取引法に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトに対し、適切な措置を講ずるとともに、関係機関に対する情報提供を行う。【消費者庁、警察庁、厚生労働省】

ウェブサイトでの情報提供、消費生活センター等の協力を得た啓発チラシの配布、薬物乱用防止教室の開催、「薬物乱用防止広報強化期間」の設定等、関係部門、機関・団体との連携を強化し、消費者に対する危険ドラッグの正しい知識の情報提供・普及啓発に取り組む。【内閣府、警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、関係省庁等】

学校における薬物乱用防止教育等の充実を図るため、学校警察連絡協議会を通じた連携を図りつつ、薬物乱用防止教室の指導者になる者を対象とした講習会、教職員等を対象としたシンポジウム、大学生等向け啓発用リーフレットの作成を実施する。【文部科学省、警察庁、厚生労働省、関係省庁等】

国連薬物犯罪事務所(UNODC)が実施する危険ドラッグを含む合成薬物に関

する情報収集、動向分析、報告を行う「グローバルSMARTプログラム」への拠出や、各種国際会議等への参加を通じて、海外における危険ドラッグに係る積極的な情報交換を行う。【外務省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

青少年に訴求力の高い啓発活動を実施するため、漫画を用いた啓発資料を作成し、春の卒業・進学・進級時期に合わせてウェブサイトにおいて公開した。【内閣府】

警察幹部の全国会議において、関係機関と連携した危険ドラッグ対策の推進を指示した。

危険ドラッグに係る事件で把握した物品や危険ドラッグの通信販売サイトについて、関係機関に対し情報提供を行うなど、プロバイダ等に対する削除要請に資するための情報交換を行った。

警察庁において、薬物乱用防止広報強化期間（平成27年6月から7月まで及び平成28年6月から7月まで）を設定するなど、関係部門、関係機関・団体等との連携を強化し、危険ドラッグを含めた薬物の乱用防止のための広報啓発活動を推進した。

また、薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、少年の薬物乱用の実態のほか、規制薬物、危険ドラッグ等多様化する乱用薬物の有害性・危険性等について積極的に情報提供を行った。

【警察庁】

消費者庁ウェブサイトの特設ページにおいて、消費者に対する危険ドラッグの正しい知識の情報提供・普及啓発を実施した。また、関係機関と連携しつつ、特定商取引法に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトに対し、適切な措置を講ずるとともに、関係機関に対する情報提供を行い、消費者保護の十分な確保を図った。【消費者庁】

「第四次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、刑事施設においては薬物依存離脱指導を計画的に実施しているが、同指導内容についての検討会を行い、薬物事犯受刑者に対する再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図った。また、少年院においても、必要な対象者に薬物非行防止指導を実施しており、同指導の担当職員を対象にした集合研修を実施するなど、指導の充実を図った。

「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」の一環として、年間を通じて、危険ドラッグを含めた薬物乱用問題等をテーマとした非行防止教室等を開催した。【法務省】

財務省（税関）における危険ドラッグ対策としては、平成27年4月、指定薬物を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加し、関係機関と連携の上、厳正な水際取締りを実施した。また、税関ウェブサイトや税関ツイッター等を活用し、危険ドラッグについて注意喚起を行うとともに、学校等へ税関職員を派遣して行う薬物乱用防止教室等において、違法薬物と併せて危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について注意喚起を行っている。【財務省】

包括指定を行う等して、危険ドラッグに含まれる物質を迅速に指定薬物に指定した。

危険ドラッグ販売店への継続的な立入検査を行うとともに、地方厚生局麻薬取締部において積極的な検挙を行ったことにより、平成27年7月に危険ドラッグの販売店舗が0となった。

財務省（税関）と協力体制を強化（関税法で指定薬物の輸入を禁止）する等、関係省庁と連携を図り水際対策を実施した。

インターネット上で危険ドラッグを通信販売しているサイトを調査し、違反を発見した場合には当該サイトのプロバイダ等に対して削除要請を行い、サイト等を閉鎖又は販売停止に追い込んだ。

また、警察庁等関係機関と連携し、違法・有害サイトの情報共有を行った。

「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」及び「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」等において啓発資材の配布やキャンペーンの実施等、危険ドラッグ等の危険性・有害性の周知徹底、訴求対象に応じた広報啓発活動の推進を図った。

若年層の薬物乱用が問題となっていることから、薬物乱用防止啓発のための啓発資材を作成し、全ての高校卒業予定者、小学校6年生の児童の保護者及び青少年に配布した。【厚生労働省】

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約上、国際的な流通管理を実施すべきと定められている原料物質等について、関係法令に基づき、国際会議等を通じた情報や関係国の規制等も踏まえながら、輸出審査を厳格に実施した。【経済産業省】

自動車運送事業者に対し、監査や啓発活動の推進等を通じ、薬物の使用禁止の徹底を周知した。

【国土交通省】

薬物乱用防止教室について、都道府県教育委員会等に対し、全ての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めるよう周知を行った。

薬物乱用防止教室の推進を図るため、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等の薬物乱用防止教室の講師の資質向上を図るための講習会・研修会を実施した。【文部科学省】

国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が実施するグローバルSMARTプログラムに拠出し、国際的な危険ドラッグ対策の推進に貢献した。【外務省】

新たに指定された指定薬物等について、合同会議の開催等により、関係省庁間で迅速な情報共有がなされたほか、地方においても取締対策等について意見交換がなされる等、中央・現場レベルを問わず、関係省庁間における連携・情報共有の一層の強化が図られた。また、海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」を積極的に広報し、薬物密輸事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼び掛けたほか、海事・漁業関係者に対して、薬物事犯に係る情報の提供依頼等を行った。【海上保安庁】

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止	事故情報の収集、公表及び注意喚起等	<事故情報の迅速かつ的確な収集・公表>【消費者庁、関係省庁等】 関係省庁等と連携の上、消費者庁が事故情報の一元的な収集等を行う。					(イ) 消費者安全法に基づく消費者事故等の通知件数：2,906件（平成27年3月末） (ロ) 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告件数：892件（平成27年3月末） (ハ) 医療機関ネットワーク事業参画医療機関からの事故情報報告件数：7,853件（平成27年3月末） (ニ) 事故情報データベースへの事故情報登録件数：28,864件（平成27年3月末） (ホ) 生命・身体分野に関する注意喚起件数（消費者安全法に基づくものを除く。）：12件（平成27年3月末） (ヘ) 消費者安全法に基づく生命・身体分野への措置件数（第38条～第42条関係）：1件（平成27年3月末）
		消費者安全法に基づく消費者事故等の通知の収集・公表【消費者庁】					
		消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告の収集・公表【消費者庁】					
		事故情報データベースによる事故情報の一元的な収集・公表【消費者庁、関係省庁等】					
		第3期医療機関ネットワーク事業の実施【消費者庁】	第4期医療機関ネットワーク事業の実施【消費者庁】				
		収集した事故情報を分析し、消費者への注意喚起等を実施【消費者庁、関係省庁等】					
		教育・保健事故検討会最終とりまとめ報告と検証とガイドラインについて地方自治体への通知【内閣府、文部科学省、厚生労働省】	教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議の設置と事故の再発防止策に関する検討、地方公共団体による重大事故の検証の実施【内閣府、文部科学省、厚生労働省】				

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I	
(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止	事故情報の収集、公表及び注意喚起等	商業施設内の遊戯施設における事故防止に関するガイドラインの策定【消費者庁、経済産業省】		商業施設内の事故防止策の更なる検討【消費者庁、経済産業省】			(ト) 商業施設内の遊戯施設に関する消費者への情報発信の件数	
		商業施設外を含め、遊戯施設の事故情報を収集・公表し、消費者に注意喚起【消費者庁 関係省庁】						
		関係省庁連絡会議等を通じ、商業施設外を含めた遊戯施設の安全対策の強化を推進【消費者庁、関係省庁】						
(KPIの現状) 平成28年12月末時点 (イ) 消費者事故等の通知件数：2,141件 (ロ) 重大製品事故の報告件数：559件 (ハ) 医療機関ネットワーク事業参画医療機関からの事故情報報告件数：6,392件 (ニ) 事故情報データバンクへの事故情報登録件数：21,269件 (ホ) 生命・身体分野に関する注意喚起件数(消費者安全法に基づくものを除く。)：10件 (ヘ) 消費者安全法に基づく生命・身体分野への措置件数(第38条～第42条関係)：0件 (ト) 商業施設内の遊戯施設に関する消費者への情報発信の件数：0件(年度内に実施予定)								
緊急時における消費者の安全確保	・緊急事態等における政府一体となった迅速かつ適切な対応訓練及び事態発生時における政府一体となった迅速かつ適切な対応 ・毎年度関係省庁連携の緊急時対応訓練を実施【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】						緊急時対応訓練の回数 毎年度1回実施	
	(KPIの現状) 緊急時対応訓練の回数：1回							
リコール情報の周知強化	リコール情報の効果的な発信【消費者庁、関係省庁等】						(イ) リコール情報登録件数：3,450件(平成27年3月末) (ロ) メルマガ登録者数：7,001件(平成27年3月末) (ハ) 当該年度月当たり平均サイトアクセス件数：約222万件(平成27年3月末)	
	地域のネットワーク等を活用した情報提供を推進		改正消費者安全法の施行を踏まえ引き続き推進【消費者庁】					
	(KPIの現状) 平成28年12月末時点 (イ) リコール情報登録件数：4,728件 (ロ) メルマガ登録件数：7,907件 (ハ) 平成27年度月当たり平均サイトアクセス件数：約425万件							

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止	製品安全に関する情報の周知	製品安全に関する情報を事業者、団体等と連携して消費者等に提供【経済産業省】					経済産業省、(独)製品評価技術基盤機構等が行う製品安全に関する情報の提供件数(プレスリリース数等)
		(KPIの現状) 経済産業省や(独)製品評価技術基盤機構のウェブサイトを始めとする各種媒体において、製品安全に関する情報を随時発信。(独)製品評価技術基盤機構では、経済産業省及び関係団体と協議を行い、毎月1回以上のプレスリリースを行っている。					
	道路運送車両法に基づく自動車のリコールの迅速かつ着実な実施	自動車ユーザー等からの不具合情報の収集・分析、自動車メーカー等に対する監査等及び独立行政法人自動車技術総合機構における技術的検証の実施【国土交通省】					(イ)法令等の見直し状況： 平成18年法令改正：平成23年通達改正 (ロ)リコール届出件数：355件、リコール対象台数：9,557,888台 (全て平成26年度)
		(KPIの現状) (イ)法令等の見直し状況：自動車のリコールの迅速かつ確実な実施のための道路運送車両法改正法が成立した(平成27年6月)。 (ロ)リコール届出件数：267件、リコール対象台数：12,608,943台(全て平成28年12月末時点)					
高齢者向け住まいにおける安全の確保	事故予防・対応の規定をガイドラインに位置付け【厚生労働省】	事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を徹底【厚生労働省、国土交通省】					ガイドラインに基づく自治体の指導指針における事故予防・対応に係る規定の追加状況
	(KPIの現状) 平成28年12月末時点 厚生労働省のガイドラインの改正に基づく地方公共団体の指導指針の反映状況：114団体のうち113団体が反映済み。						

1 消費者の安全の確保

(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止

事故情報の収集、公表及び注意喚起等

所管法令等に基づき関係行政機関や事業者から事故情報を収集し事故情報データベース等を通じて公表する。

毎年度、事故が多発しているもの、被害の拡大が想定されるものから速やかに事故内容の分析・調査を実施し、調査結果に基づき迅速に注意喚起等を行う。【消費者庁、関係省庁等】

法律の隙間事案である重大生命身体被害の発生・拡大の防止を図るための事業者への勧告等の消費者安全法に基づく措置を、必要に応じて適切に講ずる。【消費者庁】

教育・保育施設等における事故の発生予防及び再発の防止に向け、国の設置する有識者会議において、地方公共団体による死亡事例等の重大事故に関する検証報告等を踏まえ、事故の再発防止策について検討する。【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

商業施設内の遊戯施設について、事故防止に関するガイドラインを策定し、継続的に事故防止策の検討を行う。【消費者庁、経済産業省】

商業施設外を含め、遊戯施設の事故情報を収集・公表し、消費者に注意喚起する。【消費者庁、関係省庁】

また、関係省庁連絡会議等を通じ、商業施設外を含めた遊戯施設の安全対策の強化を推進する。【消費者庁、関係省庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年3月27日に改訂した運用マニュアルについて、通知の徹底を図るべく消費者政策担当課長会議や関係省庁連絡会議等の場を通じた周知に取り組んだ。

平成27年10月から、医療機関ネットワーク参画機関を28病院から30病院に拡大し、医療機関特有の情報を幅広く収集し、注意喚起等に活用している。【消費者庁】

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（平成26年9月から平成27年12月までに8回開催）の最終取りまとめを行い、最終報告書を作成し、公表した。平成28年4月からは「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」を設置し、事故の再発防止策について検討を行っている（平成28年4月（第1回）、10月（第2回）開催）。

「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において事故の概要、事故発生の要因分析等を公表している（平成27年6月から平成28年12月までに7回公表）。【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

平成27年2月に、年度内に事故発生防止（予防）ガイドライン等の作成を行い、地方公共団体に通知を発出した。

遊具の事故に関する注意喚起を行い、関係省庁に対し、事故情報の収集・活用の推進及び関係団体に対する周知を要請した。【消費者庁】

平成27年8月の消費者委員会建議に基づき、ガイドライン策定に向けた検討会を開催し（平成28

年4月（第1回）、平成28年5月（第2回）、平成28年6月、ガイドラインを取りまとめの上、公表した。

平成28年7月、流通業界に対し、商業施設内の遊戯施設における事故情報の収集、情報提供に関する周知文を発出した。【経済産業省】

緊急時における消費者の安全確保

緊急事態等の対応については、関係府省庁が連携し、日頃から適切な訓練を実施するとともに、事態発生時においては「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」（平成24年9月28日関係閣僚申合せ）で定める手順に基づき、関係府省庁が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、消費者被害の発生・拡大の防止に努めるとともに、関係行政機関や事業者、医療機関等から寄せられる事故情報については迅速かつ的確に収集・分析を行い、消費者への情報提供等を通じて、生命・身体に係る消費者事故等の発生・拡大を防止する。【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

関係省庁連携による緊急時対応訓練を実施した（平成27年12月、平成29年1月）。【消費者庁、関係省庁等】

リコール情報の周知強化

リコール情報を効果的に発信するため、「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、地域のネットワーク等を活用したリコール情報等の情報提供を推進する。【消費者庁、関係省庁等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

消費者庁リコール情報サイトを通じてリコール情報をより分かりやすく消費者へ発信した（乳幼児用用品、空調暖房給湯機器、キッチン周り、高齢者向け用品等の様々な製品別テーマによる情報発信等）。

リコール情報の高齢者等への周知について、消費者行政ブロック会議等を通じて地方公共団体等へ依頼した。【消費者庁】

製品安全に関する情報の周知

リコール情報、製品事故の防止に係る注意喚起等製品安全に関する情報を流通事業者、関係団体等とも連携して消費者等に提供し、消費者等の安全意識を向上させると共にアクションを促す。【経済産業省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

消費者庁に報告が行われる重大製品事故の情報や経済産業省に届出が行われるリコールの情報等については、経済産業省のウェブサイト等で随時公表を行い、消費者等への注意喚起を行った。また、政府広報においても事故の急増している製品や季節に応じて使用機会の増える製品の事故につ

いての注意喚起を行った。平成27年度は新たに、経年劣化による事故を防ぐための長期使用製品安全点検制度の実効性を高めるため、販売事業者やガス事業者、ハウスメーカー、家屋賃貸事業者等の団体に対する協力要請を行った。また、流通事業者向けセミナーを各地で開催し、消費者等へのアクションを促すための自主的な取組を呼び掛けた。更に平成28年度は、長期使用製品安全点検制度の所有者情報の登録率向上のため、取引事業者、関連事業者等との連携を進めるとともに、政府広報等各種媒体を通じたユーザーへの働き掛けを行っている。【経済産業省】

道路運送車両法に基づく自動車のリコールの迅速かつ着実な実施

自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行う。また、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、再リコール事案の届出が行われた際には技術的検証を積極的に活用し、リコール業務を適切に実施する。さらに、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行う。【国土交通省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年6月の道路運送車両法の改正を受け、自動車メーカーによる、より迅速かつ確実なリコールの実施を促進するため、リコールの実施に必要な報告徴収・立入検査の対象に装置メーカーを追加した。【国土交通省】

高齢者向け住まいにおける安全の確保

事故発生の防止、事故発生時の対応などを行政指導の参考指針において位置付け、その運用を徹底するなどの対応を行う。【厚生労働省、国土交通省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

全国都道府県等の高齢者向け住まい担当者会議を開催し、届出促進・指導等の徹底を要請した（平成27年6月18日開催）。

平成27年3月30日に改正した有料老人ホームの設置運営標準指導指針（ガイドライン）を平成27年7月1日から適用し、都道府県等の指導指針に反映するよう周知・徹底を図った。

有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査や全国会議を通じて、都道府県等において指導指針を適格に運用し、行政指導を徹底するように要請した（平成28年4月22日）。

【厚生労働省、国土交通省】

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止	消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施	事故等原因の調査【消費者庁】					事故等原因調査等の実施数、申出受付件数
		フォローアップ【消費者庁】					
		改正法施行後5年見直し 改正法の規定の施行状況に関する検討【消費者庁】 必要な措置の実施【消費者庁】					
(KPIの現状) 平成28年12月末時点 事故等原因調査等の実施数：13件（前年度末：11件） 申出受付件数：234件（前年度末：199件） 件数は、消費者安全調査委員会発足（平成24年10月）以来の実績							
昇降機、遊戯施設における事故の原因究明、再発防止	昇降機、遊戯施設における事故の原因究明、再発防止	昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえた必要な技術基準の見直し、調査結果の公表、建築基準法改正法（平成26年6月4日公布）により創設された国の調査権限の活用等による迅速な原因究明及びそれを踏まえた再発防止等【国土交通省】					(イ) 技術基準の見直し状況 (ロ) 調査結果の公表
		昇降機等の点検項目の見直し【国土交通省】					
		遊戯施設の客席部分の離隔距離の技術基準の検討・実施【国土交通省】					
(KPIの現状) (イ) 昇降機（平成28年11月）・遊戯施設（平成29年2月）の点検項目、遊戯施設の客席部分の拘束装置（同年3月）の基準改正を行った（それぞれ平成29年4月、同年10月、平成30年4月に施行）。 (ロ) 調査結果（報告書）の公表：6件（前年度：6件）							
国民生活センターにおける商品テストの実施	国民生活センターにおける商品テストの実施	有識者や研究機関等の知見を活用した、地方公共団体からの依頼を始め商品テストの実施【消費者庁】					地方公共団体からの商品テスト依頼への対応状況
		「消費者行政新未来創造オフィス」における、徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストプロジェクトの実施【消費者庁】					
		(KPIの現状) 平成28年度（平成28年12月末時点） 地方公共団体からの商品テスト依頼に対応した件数：294件（前年同期：203件） 対応内容の内訳は以下のとおり。 ・商品テストを実施した件数 165件（前年同期：131件） ・過去の事例や知見により技術相談した件数 129件（前年同期：72件）					

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止	消費生活用製品安全法に基づく事故情報の分析と原因の調査・究明等	消費生活用製品安全法等に基づく収集された事故情報の原因究明調査、事故の再発防止のための必要な措置【消費者庁、経済産業省】					重大製品事故の報告件数 目標値：前年度比減
		(KPIの現状) 平成28年12月末時点 重大製品事故の報告件数：559件(前年同期：628件)					
	製品等の利用により生じた事故等の捜査等	製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との協力による再発防止【警察庁】					製品等の利用により生じた事故等について関係行政機関に対し通知した件数
		(KPIの現状) 平成28年度 製品等の利用により生じた事故等について関係行政機関に対して通知した件数：73件(前年度通知件数：87件)(警察庁)					
	製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整	発火源となった製品の種類ごとの火災件数の集計、製造事業者名と製品名等の四半期ごとの公表、全国の消防機関への調査結果の通知、収集した火災情報の共有と連携した製品火災対策の推進【総務省消防庁、経済産業省】					収集した火災情報の件数
		(KPIの現状) 製品の不具合により発生したと判断された火災：113件(平成28年1月から同年9月までの集計値)(総務省消防庁)					

1 消費者の安全の確保

(3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止

消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施

消費者事故等の発生状況を踏まえ、消費者の安全確保に、より効果的に貢献できるよう、原因究明調査等を着実に実施する。また、平成24年の消費者安全法改正法附則を踏まえ、同法の施行状況について検討を開始する。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年度は、消費者安全法に基づき報告書3件（エスカレーター事故、毛染めによる皮膚障害、子供による医薬品誤飲事故）を公表（6月26日、10月23日、12月18日）するとともに、関係省庁に対し意見を行った。また、経過報告1件（ハンドル形電動車椅子を使用中の事故）を公表（10月23日）した。消費者安全調査委員会への申出受付は29件あった（平成28年3月末時点）。

平成28年度は、消費者安全法に基づき報告書2件（ハンドル形電動車椅子を使用中の事故、エレベーター事故）を公表（7月22日、8月30日）するとともに、関係省庁に対し意見を行った。また、経過報告2件（体育館の床から剥離した床板による負傷事故、家庭用コージェネレーションシステムから生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生したとされる事案）を公表（9月23日、11月18日）した。消費者安全調査委員会への申出受付は35件あった（平成28年12月末時点）。【消費者庁】

昇降機、遊戯施設における事故の原因究明、再発防止

昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表する。また、建築基準法改正法（平成26年6月4日公布）により創設された国の調査権限の活用等による迅速な原因究明及びそれを踏まえた再発防止等を図る。【国土交通省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

昇降機（平成28年11月）・遊戯施設（平成29年2月）の点検項目、遊戯施設の客席部分の拘束装置（同年3月）の基準改正を行った（それぞれ平成29年4月、同年10月、平成30年4月に施行）。また、平成27年4月から平成29年3月までに12件の調査結果（報告書）を公表した。【国土交通省】

国民生活センターにおける商品テストの実施

国民生活センターにおいて、地方公共団体からのテスト依頼への対応を始め商品テストを的確に実施する。その際、独立行政法人製品評価技術基盤機構などの関連機関が保有する製品事故情報等の共有化、有識者や研究機関等の技術・知見の活用を図る。

「消費者行政新未来創造オフィス」において、徳島県周辺も含めた大学、医療機関、研究施設等を活用しつつ、徳島県の協力を得ながら、徳島県を実証フィールドとした、先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

国民生活センターは、平成28年度に、各地の消費生活センターから依頼のあった商品テスト294件のうち165件について商品テストを受け付け、残りの129件については過去の同種事例や知見による技術相談等を行い、全件に対応した（平成28年12月末時点）。（前年同期：商品テスト依頼203件、うち131件について商品テストを受け付け、残りの72件については技術相談を行い、全件に対応。）

また、注意喚起のための商品テストを10件実施し（平成28年12月末時点）、公表するとともに、関係行政機関・団体に要望・情報提供を行った。（前年同期：4件）

さらに、独立行政法人製品評価技術基盤機構との実務者会議を定期的に開催し（月1回）、情報を共有するとともに、専門性が高いテストの実施や評価に当たっては、有識者や研究機関等の技術・知見の活用を図った。【消費者庁】

消費生活用製品安全法に基づく事故情報の分析と原因の調査・究明等

消費生活用製品の使用に伴い生じた事故に関して、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故情報報告・公表制度等を活用し収集された事故情報の迅速かつ的確な分析と原因の調査・究明に取り組み、その結果を踏まえ製品事故の再発防止のため、製造事業者等による適切な市場対応を促すほか、消費者に対する情報提供及び消費生活用製品の技術基準改正の検討等を行う。【消費者庁、経済産業省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

独立行政法人製品評価技術基盤機構による重大製品事故等の原因究明調査の結果等に基づき、製造事業者や輸入事業者等に対する再発防止等に向けた対応は逐次実施しており、また、消費者に対しても迅速に誤使用・不注意等に関する注意喚起も行っているところである。電気用品安全法等の技術基準についても、相次いで発生している事故の再発防止、新技術・新製品への対応等の観点から、随時見直しを行っている。【経済産業省】

製品等の利用により生じた事故等の捜査等

製品等の利用により生じたと疑われる事故等を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関と共に事故現場等において情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら再発防止を図る。

【警察庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

都道府県警察では、製品等の利用によって生じたと疑われる事故等を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関と共に事故現場等において情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら再発防止を図っている。また、都道府県警察に対して、製品等の利用によって生じた事故等の情報収集や関係行政機関との協力の必要性を示しているほか、こうした事故等を認知した際には、関係行政機関に通知するなどしている。【警察庁】

製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整

国民の身近な安全に影響を与えるおそれのある製品事故等を未然に防止するため、事故情報を収集し早期に分析・把握し、公表する。具体的には、製品火災等に係る情報の収集及び公表、類似火災・事故や技術動向などの横断的な分析及び精密な調査の実施、発火時の使用環境の再現実験等を行うことにより、製品火災・事故等に係る未然防止策等を推進する。【総務省消防庁、経済産業省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

各消防本部から報告があった製品火災等に係る情報を集約し、四半期ごとの「製品火災に関する調査結果」として公表した（平成28年9月27日、11月8日、平成29年3月17日）。【総務省消防庁】

消費生活用製品による火災事故等について随時分析や重大事故等の原因究明調査等を実施の上、独立行政法人製品評価技術基盤機構は経済産業省及び関係団体と連携して、毎月1回以上のプレスリリース等を通じて消費者への注意喚起を行い、製品事故による火災事故の未然防止に努めている。

（独）製品評価技術基盤機構による重大製品事故等の原因究明調査においては、消防機関との合同調査を行うとともに、製品燃焼実験室での再現実験等を通じて、迅速かつ的確な同種事故の再発防止、未然防止に努めているところである。【経済産業省】

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I	
(4) 食品の安全性の確保	食品安全に関する関係府省の連携の推進	食品安全の関係府省連絡会議を始めとする各種連絡会議等の定期的な開催、緊急事態等の発生時における迅速かつ適切な対応 【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】					(イ) 関係府省間の連携強化を図るための各種会議の開催状況 (ロ) 関係府省連絡会議：年度内2回開催 (ハ) 関係府省連絡会議幹事会：原則毎週開催 (ニ) リスクコミュニケーション担当者会議：隔週開催 (ホ) リスク情報関係府省担当者会議：毎月開催	
		(KPIの現状) 平成28年度(平成28年12月末時点) (イ) 関係府省連絡会議：1回(前年度：2回) (ロ) 関係府省連絡会議幹事会：33回(前年度：45回開催)(週1回) (ハ) リスクコミュニケーション担当者会議：25回(前年度：25回)(隔週1回) (ニ) リスク情報関係府省担当者会議：9回(前年度：12回)(月1回) (ホ) リスク情報関係府省担当者会議：12回(前年度12回)(月1回)						
		リスク評価機関としての機能強化						
	リスク評価機関としての機能強化	海外のリスク評価機関等との連携強化、リスク評価に必要な体制整備の継続的实施【食品安全委員会】					海外のリスク評価機関等との連携状況	
		(KPIの現状) 平成28年度(平成28年12月末時点) 1機関と協力覚書を締結(前年度：2機関と協力覚書を締結、1機関と協力覚書を改定。)						
	食品安全に関するリスク管理	食品衛生法に基づく食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導の実施【厚生労働省】					(イ) 食品添加物の新規指定件数 (ロ) 食品中の農薬等の残留基準の設定件数	
		国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因に関する実態調査や低減対策の検討等の実施【農林水産省】 危害要因ごとに順次調査を実施し、必要に応じて低減対策の検討等を実施する。実施時期は危害要因により異なる。					(ハ) 食中毒事件発生件数 (ニ) 実態調査の実施件数 (ホ) 低減対策をまとめた指針等の作成状況	
		(KPIの現状) 平成28年度(平成28年12月末時点) (イ) 食品添加物の新規指定件数：5件(前年度：3件) (ロ) 食品中の農薬等の残留基準の設定件数：31件(前年度：44件) (ハ) 食中毒事件発生件数：1,140件(前年度：1,202件) (ニ) 危害要因に関する実態調査の実施件数：29件(前年度：29件) (ホ) 低減対策をまとめた指針等の作成状況：9本(前年度：7本)						

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 食品の安全性の確保	食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	各年度、時宜に適ったテーマを選定し、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に推進【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】					意見交換会における参加者アンケートの結果からみる参加者の理解度
		「総合的な TPP 関連政策大綱」も踏まえ、食品の安全性全般に関するリスクコミュニケーションを推進【消費者庁、復興庁、内閣官房、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省等】					
	(KPI の現状) 平成 28 年 12 月末までに開催した意見交換会 8 回のアンケート結果からみる参加者の理解度は平均約 77.3% (前年度：14 回の開催で 86.7%) である。(消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省)						
輸入食品の安全性の確保	輸入食品の安全性の確保	輸入食品監視指導計画に基づく、輸出国、輸入時(水際)、国内流通時の三段階の監視指導の実施。必要な食品衛生監視員の確保などによる輸入食品監視体制の充実。【厚生労働省】 輸出国における生産地の事情等を踏まえて、年度ごとに輸入食品監視指導計画を策定					輸入食品モニタリング検査目標達成率 目標値：100%
		在外公館の「食の安全」担当官による関係政府機関との連絡体制の構築と、個別問題の発生時の情報収集及び働き掛け等の体制整備・維持【外務省】					
	(KPI の現状) 平成 27 年度 輸入食品モニタリング検査目標達成率：102% 輸入食品監視指導計画で定めた検査目標件数を超えて検査を実施したため、100%を超過した数値となっている。						
食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進のため、正確な情報提供を継続して実施【消費者庁、関係府省等】 環境変化に応じて、理解増進の取組を見直し					(イ) 理解増進の取組見直しの実施状況 (ロ) 検査機器の貸与の状況
		地方公共団体による住民が消費する食品等の放射性物質検査体制の支援(検査機器の貸与等)【消費者庁】					
	「風評被害に関する消費者意識の実態調査」の実施【消費者庁】						
(KPI の現状) (イ) ・消費者に最近の情報を届けるため、改訂した冊子「食品と放射能 Q & A」(第 11 版)、「食品と放射能 Q & A ミニ」(第 3 版)を平成 29 年 3 月に公表。 ・「風評被害に関する消費者意識調査の実態調査」の第 9 回を平成 29 年 2 月に実施し、調査結果を公表。 (ロ) 平成 28 年度 貸与台数：291 台(225 地方公共団体)(前年度：332 台(242 地方公共団体))							

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 食品の安全性の確保	農業生産工程管理 (GAP) の普及推進	ウェブサイト等の活用による、普及啓発「輸出用GAP等普及推進事業」による、ガイドラインに則したGAPの導入促進【農林水産省】	<ガイドラインに則したGAPの普及等> GAP戦略協議会の議論を経て策定した「アクションプラン」により、ガイドラインに準拠したGAPの普及及び国際的な取引にも通用するGAPの認証取得の促進【農林水産省】				ガイドラインに則したGAPの導入産地割合：70% (平成30年度)
		(KPIの現状) 平成27年度 ガイドラインに則したGAP導入産地割合：23%					
(4) 食品の安全性の確保	中小規模層の食品製造事業者のHACCP導入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCP支援法に基づく、HACCP導入や高度化基盤整備に関する長期低利融資の支援 ・高度化基盤整備の普及・定着のための研修、HACCP導入のための現場責任者・指導者養成のための研修、消費者のHACCPへの理解促進の取組等の支援【厚生労働省、農林水産省】(HACCP：危害要因分析重要管理点) 	HACCPによる衛生管理の制度化の検討【厚生労働省】				年間食品販売額1億～50億円の中小食品製造事業者のHACCP導入率 目標値：50% (平成35年度)
			HACCPの制度化を踏まえた、中小規模層の食品製造事業者向け手引書の作成支援【農林水産省】				
		(KPIの現状) 年間食品販売額1億～50億円の中小食品製造事業者のHACCP導入率：34.5% (平成27年度食品製造業におけるHACCP導入状況実態調査結果) (前年度：33.5%)					

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I	
(4) 食品の安全性の確保	食品のトレーサビリティの推進	米穀事業者に対する立入検査等の実施、調査結果に基づく措置【農林水産省、国税庁、消費者庁】						(イ) 米トレーサビリティ法に係る取引記録の作成・保存の適正実施率(適正実施率(%)) = 100 - {(違反件数 / 立入検査件数) × 100} (ロ) 食品トレーサビリティの取組状況
		「実践的なマニュアル」の内容拡充【農林水産省】						
	「実践的なマニュアル」を活用した普及推進活動の実施【農林水産省】							
	(KPIの現状) (イ) 平成28年4月から9月までの集計値 ・米トレーサビリティ法に係る取引記録の作成・保存の適正実施率：99.8% (平成27年度：99.6%) (農林水産省) ・米トレーサビリティ法に係る取引記録の作成・保存の適正実施率：99.4% (前年度(平成27年7月から平成28年3月までの集計値)：99.0%) (国税庁) (ロ) 平成28年度 ・生産者における基礎トレーサビリティの取組率：72.4% ・流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率：44.5%							
食品関係事業者のコンプライアンスの徹底促進	(引き続き食品関係企業における「コンプライアンス」の徹底を促進) ・食品事業者向けのマネジメント研修の開催 ・「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」の周知・啓発【農林水産省】						食品関係事業者の企業行動規範等策定率及び策定後の見直し・改善の実施率 策定率：80% 改定率：80%	
	(KPIの現状) 平成27年度末時点 食品関係事業者の企業行動規範等策定率及び策定後の見直し・改善の実施率 策定率：71%、改定率：69%							
食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯の取締りの推進	関係機関と連携した情報収集、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締り【警察庁】						該当する事犯に対する取締り状況	
	(KPIの現状) 平成28年の取締り状況 ・食品衛生関係事犯：21事件(前年：22事件)、検挙人員42人(前年：29人) ・食品の産地等偽装表示事犯：11事件(前年：9事件)、検挙人員20人(前年：32人)							
流通食品への毒物混入事件への対処	流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際の迅速な捜査、関係行政機関との相互協力による被害の未然防止、拡大防止【警察庁、関係省庁等】						関係行政機関との情報交換状況	
	(KPIの現状) 平成28年度 発生した流通食品への毒物混入事件等はない。							

1 消費者の安全の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 食品の安全性の確保 廃棄食品の不正流通事案	食品廃棄物の処理に係る対策 電子マニフェストの機能強化【環境省】 ・不正を検知する情報処理システムの導入等を検討 検討を踏まえた対応を実施【環境省】						「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」 (平成28年2月26日 食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ)に沿った各行政機関の取組状況
	廃棄物処理業者の透明性と信頼性の強化 ・行政による廃棄物処分業者への監視体制の強化【環境省、農林水産省】 ・適正処理の強化と人材育成【環境省】						
	排出事業者による転売防止対策の強化【環境省、農林水産省】 ・食品事業者が取り組むべき指針(食品リサイクル法上の省令)の見直し ・食品関連事業者への要請やガイドラインの策定 検討を踏まえた食品リサイクル法等に基づく対応を実施【環境省、農林水産省】						
	食品関連事業者による食品の適正な取扱いに係る対策 食品関係事業者による食品の適正な取扱いの確保【厚生労働省、消費者庁】 ・食品衛生法に基づく監視指導の徹底 ・食品表示法に係る周知						
	(KPIの現状) ・平成29年1月に食品関連事業者が取り組むべき指針(食品リサイクル法上の省令)の改正を行うとともに、食品関連事業者向けのガイドラインを策定。(農林水産省、環境省) ・産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアルを策定、都道府県等へ通知(平成28年6月21日)。 ・排出事業者向けのチェックリストを策定、都道府県等へ平成28年度中に通知予定。 ・電子マニフェストシステムの改修を実施中(平成28年度~)。(環境省)						

1 消費者の安全の確保

(4) 食品の安全性の確保

食品安全に関する関係府省の連携の推進

関係府省間における連携の強化を図るため、関係府省連絡会議を始めとする各種連絡会議等を定期的を開催する。

緊急事態等の発生時においては、関係府省が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、被害の発生・拡大の防止に努める。【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年度は、関係府省連絡会議等については、関係府省連絡会議（関係府省が密接に連携し、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進する目的で開催。）を2回（前年度：2回）開催、関係府省連絡会議幹事会（関係府省連絡会議の下部の会議として、関係府省が連携し、時宜に応じた円滑な対応を推進する目的で原則毎週開催。）を46回（前年度：45回）開催、リスクコミュニケーション担当者会議（関係府省が連携して行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行う目的で隔週1回開催。）を25回（前年度：25回）開催、食品リスク情報関係府省担当者会議（食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析・活用に関する方策、緊急時における関係府省の円滑な対応について検討する目的で月1回開催。）を12回（前年度：12回）開催している。

なお、平成28年1月に発覚した廃棄食品の不正流通事案については、警察庁、環境省廃棄物部局も加えた「食品安全行政関係府省連絡会議」を開催し、廃棄物処理の適正化、食品の取扱いの適正化等の観点から、「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」（平成28年2月26日 食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ）を取りまとめた。【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】

リスク評価機関としての機能強化

食品安全委員会が我が国で唯一の食品安全に関するリスク評価機関であることを踏まえ、海外のリスク評価機関等との連携強化、リスク評価に必要な体制整備等を行い、リスク評価機関としての機能の強化を図る。【食品安全委員会】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年度に新たに2か国（ポルトガル、フランス）のリスク評価機関との協力覚書を締結するとともに、欧州食品安全機関（EFSA）との協力覚書を改定した。平成28年度には新たに1か国（ドイツ）のリスク評価機関との協力覚書を締結した。また、平成27年度に評価技術企画室を設置し、より迅速かつ信頼性の高いリスク評価のための体制整備を行うとともに、評価技術企画ワーキンググループを設置し、平成28年度から調査審議等を開始した。【食品安全委員会】

食品安全に関するリスク管理

食品安全に関するリスク管理として、厚生労働省が食品衛生法に基づく食品等の

規格基準等の設定や食品の監視指導を引き続き行うとともに、農林水産省が国産農産物等を汚染するおそれのある危害要因に関する実態調査や低減対策の検討等を行う。

その際、食品安全に関するリスク管理は、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講ずる必要があることから、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に適切に反映させる。

【厚生労働省、農林水産省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年及び28年度の食品の安全性に関する有害化学物質、微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画に基づき、平成27年及び平成28年度有害化学物質、微生物リスク管理基礎調査事業等によって、58件の実態調査を実施。また、低減対策等をまとめた指針等を16本作成した。【農林水産省】

食品添加物を平成28年12月末までに新たに8件指定し、食品中の農薬等の残留基準については、75件設定した。また、平成28年における食中毒事件発生件数は、1,140件（前年：1,202件）であった。【厚生労働省】

食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進

国民が安全な食生活を送るために、食品のリスクに関する正しい知識と理解を深められるよう、関係府省等で連携しつつ、時宜に適ったテーマを選定し、リスクコミュニケーションを継続的に推進する。

具体的には、関係府省等の共催又は府省等ごとに開催する意見交換会や説明会の実施、ポスター、パンフレット等の作成・配布、ウェブサイト、SNS、メールマガジンや相談窓口等を活用し、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に推進する。

また、「総合的なTPP関連政策大綱（平成27年11月 TPP総合対策本部決定）」も踏まえ、食品の安全性全般に関するリスクコミュニケーションに取り組む。

【消費者庁、内閣官房、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】

さらに、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションについては、「食品に関するリスクコミュニケーション研究会報告書」を踏まえ、福島県等の被災地から消費地に重心を移して実施する。【消費者庁、復興庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省】

今後とも、消費者庁が関係府省の協力を得ながら、食の安全に関する情報を整理し、ウェブサイト等を通じて広く提供するなど、消費者への分かりやすい情報発信に努める。【消費者庁、関係府省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年度は、関係府省と連携し、「食中毒予防に関する意見交換会」を2回、「農薬に関する意見交換会」を2回、「食品中の放射性物質に関する意見交換会」を6回、「ノロウイルス食中毒予防に関する意見交換会」を2回、「健康食品の安全性や機能性に関する意見交換会」を2回、計

14回の意見交換会を開催した。なお、意見交換会計14回のアンケート結果からみる参加者の理解度は平均約86.7%であった。

平成28年度は、12月末までに、関係府省で連携し、親子参加型のイベント会場における「食品中の放射性物質に関する意見交換会」を4回、「食品中の放射性物質の検査のあり方を考える意見交換会」を5回、「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関する意見交換会」を2回、「健康食品との付き合い方を考える意見交換会」、を1回、「食品の安全を守る取組に関する意見交換会」を2回、計14回の意見交換会を開催した。なお、平成28年度12月末までに開催した意見交換会8回のアンケート結果からみる参加者の理解度は平均約77.3%であった。【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等】

輸入食品の安全性の確保

輸入食品の安全性確保のため、年度ごとに策定する輸入食品監視指導計画に基づき、輸出国、輸入時（水際）、国内流通時の3段階で重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施に取り組む。また、必要な食品衛生監視員の確保などにより輸入食品監視体制の充実を図る。

- ・輸出国対策：二国間協議等を通じて生産等の段階での安全管理の推進を図る。
- ・輸入時対策：年間計画に基づくモニタリング検査を実施するとともに違反の可能性が高い輸入食品については検査命令を実施するなど輸入食品の安全性確保体制を強化する。
- ・国内流通時対策：国内流通品において違反食品が確認された際には、関係機関と連携を取るとともに必要に応じた輸入時監視の強化を図る。輸入食品等に起因する健康被害の情報があつた場合には、被害拡大防止の観点から、速やかに、関係機関において必要な措置を講ずる。【厚生労働省】

我が国の食料の主要な輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館において、個別事例への対応、各国政府・国際機関との連絡体制の強化を行うほか、国内においては消費者庁を含む国内関係省庁・機関との連絡体制の強化に取り組む。【外務省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年度及び平成28年度に、輸入食品監視指導計画を策定し、監視指導を実施した。なお、平成27年度同様、4月から9月までの年度途中の状況については、中間報告として平成28年12月26日に公表した。また、平成29年度輸入食品監視指導計画の策定に向け、作業中。【厚生労働省】

駐在国における関係政府機関との連絡体制の構築、個別の問題が発生した場合の関係政府機関からの情報収集及び関係政府機関への働き掛け、在留邦人等への情報伝達のための連絡体制の構築等を実施した。【外務省】

食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進

関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する

消費者理解の増進に必要な措置を講じ、食品の風評被害の払拭に努める。

このため、「風評被害に関する消費者意識の実態調査」により風評被害の状況を把握しつつ、関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携したりスクコミュニケーション、「食品と放射能Q & A」や平成25・26年度基金の事例集などによる情報提供を行うとともに、検査機器の貸与等により地方公共団体による住民が消費する食品等の放射性物質検査体制を支援する。【消費者庁、関係府省等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携した意見交換会等を、平成27年度は100回（前年同期：99回）、平成28年度は69回開催した（12月末時点）。また、消費者に最近の情報を届けるため、改訂した冊子「食品と放射能Q & A」（第11版）、「食品と放射能Q & A ミニ」（第3版）を平成29年3月に公表した。加えて、「風評被害に関する消費者意識の実態調査」の第6回から第9回を実施（平成27年8月～平成29年2月）し、調査結果を公表した。

平成28年度は、地方公共団体に放射性物質検査機器を225地方公共団体に対して291台（前年度：332台（242地方公共団体））貸与し、消費サイドで食品の放射性物質を検査する体制の整備を支援した。【消費者庁】

農業生産工程管理（GAP）の普及推進

食品安全、環境保全、労働安全に関する法令や制度等に基づいた取組内容を含む「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPを普及すると共に国際的な取引にも通用するGAPの認証取得を促進する。【農林水産省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

農林水産省のガイドラインに準拠したGAPの更なる普及及び国際的な取引に通用するGAPの認証取得を促進するため、GAP戦略協議会の議論を経て策定した「アクションプラン」によりGAPの取組を推進するとともに、生産者向け研修会の開催や認証取得を支援（GAP体制強化・供給拡大事業）した。【農林水産省】

中小規模層の食品製造事業者のHACCP導入の促進

HACCPの導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」（HACCP支援法）に基づきHACCP導入やその前段階の衛生・品質管理の基盤となる施設や体制の整備（高度化基盤整備）について、長期低利融資により支援する。

また、引き続き高度化基盤整備の普及・定着やHACCP導入のための現場責任者・指導者養成のための研修と併せて、消費者のHACCPへの理解促進の取組等を支援する。【厚生労働省、農林水産省】

平成28年3月から、「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」を開催し、食品衛生法等におけるHACCPによる衛生管理の制度化に向けた検討を行い、同年

12月に最終取りまとめを公表した。今後、これを踏まえ、食品衛生法の改正等を検討する。【厚生労働省】

HACCPによる衛生管理は、基準A（CODEX HACCPの7原則を要件とするもの）及び基準B（弾力的な取扱いを可能とするもの。小規模事業者や一定の業種等が対象）の仕組みとし、特に小規模事業者を含む食品等事業者が円滑にHACCPによる衛生管理に取り組むことができるように事業者団体が策定する事業者向け手引書の作成に対する支援を行うなど、HACCPの普及を更に推進するとともに十分な準備期間を設けることとしている。【厚生労働省、農林水産省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年12月までに、「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」（9回）及び消費者を含めたHACCP関係者による情報・意見交換を行うHACCP普及推進連絡協議会を開催（地方ブロック7か所）したほか、中小事業者のHACCP導入を支援するため、自治体が事業者のHACCP導入を実際に支援し、その過程で生じた課題及びその解決策等の普及を目的とした「地域連携HACCP導入実証事業」、HACCPの導入に取り組む事業者の名称を公表することで、事業者の取組を応援する「HACCPチャレンジ事業」、各都道府県の食品衛生監視員養成を目的とした研修会の開催、飲食店事業者を対象としたHACCPの考え方に基づく衛生管理の講習会を実施した。【厚生労働省】

HACCPの導入を促進するため、HACCP支援法に基づく施設や体制整備についての長期低利融資のほか、高度化基盤整備の普及・定着のための研修、HACCP導入に向けた基礎研修、指導者・責任者を養成するための研修（平成27年度は計61回、平成28年度は51回開催）、消費者の理解促進のためのセミナーの開催（平成27年度は10回、平成28年度は13回開催）等を支援した。【農林水産省】

食品のトレーサビリティの推進

1) 米トレーサビリティの推進

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）に基づき、米穀等の取引等に係る記録の作成・保存に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置を行うことにより、米・米加工品の取引等の記録の作成・保存の適正化を図る。【農林水産省、国税庁、消費者庁】

2) 飲食料品のトレーサビリティの推進

飲食料品について、「総論」、「各論」及び「取組手法編」で構成されるトレーサビリティの「実践的なマニュアル」を平成27年度までに拡充するとともに、同マニュアルを活用した普及推進活動を行い、農林漁業者や食品事業者による更に積極的な基礎トレーサビリティの推進とともに内部トレーサビリティの取組の拡大を推進する。【農林水産省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

1) 米及び米加工品（酒類を除く。）に関する取引記録の作成・保存の適正実施率は99.8%（平成

28年4月から9月までの集計値) (前年度: 99.6%)。【農林水産省】

酒類に関する取引記録の作成・保存の適正実施率は99.4% (平成28年4月から9月までの集計値) (前年度 (平成27年7月から平成28年3月までの集計値): 99.0%)。【国税庁】

関係機関と連携した監視を実施している (被疑情報に基づき、関係機関と連携した調査を実施。)。【消費者庁】

2) 食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」につき、「農業編」及び「畜産業編」の作成等によりその内容を拡充した。

本省及び地方農政局等による普及活動として、各種セミナー・シンポジウムでの周知、マニュアルの配布・説明及びウェブサイトを活用した周知を随時実施している。【農林水産省】

食品関係事業者のコンプライアンスの徹底促進

食品関係事業者に対する消費者の信頼確保が図られるよう、食品業界の信頼性向上に向けた研修会の全国開催等を通じて、「企業行動規範」や各種マニュアルの策定、及びその適切な運用を図ることにより、法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底を促進する。このため、企業の行動規範の作成等の道しるべとして作成した手引きである「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」を事業者に周知・啓発する。【農林水産省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～」について、食品業界団体、消費者団体、マスコミ、有識者で構成する意見交換会を開催し、平成28年1月に追記等の改訂をするとともに、食品業界団体に対し周知を図った。【農林水産省】

食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯の取締りの推進

関係機関と連携した情報収集に努め、食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性が高い事犯の取締りを推進する。【警察庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

警察庁では、消費者庁、国税庁及び農林水産省を構成員とする「食品表示連絡会議」に参加するなどし、関係機関との情報交換による情報収集に努めている。また、都道府県警察に対しては、関係機関と連携した情報収集及び食品表示に対する国民の信頼を揺るがす事犯や国民の健康を脅かす可能性の高い事犯を認知した際の早期の事件着手等を指示している。

なお、平成28年には、食品衛生関係事犯を21事件42人 (前年: 22事件29人)、食品の産地等偽装表示事犯を11事件20人 (前年: 9事件32人) を検挙している。【警察庁】

流通食品への毒物混入事件への対処

流通食品への毒物混入の疑いのある事案を認知した際には、迅速に捜査を推進し、責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、関係行政機関との情報交換を積極的に行うなど相互に協力しながら被害の未然防止、拡大防止に努める。【警察庁、

関係省庁等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

警察庁では、流通食品への毒物混入事件について、被害の拡大防止のために、関係行政機関との連携を図っている。また、都道府県警察に対して、流通食品への毒物混入事件に関する情報収集、関係行政機関との連携の必要性等を示すとともに、こうした事件等を認知した際には、必要に応じて、関係行政機関に通報するなどしているが、平成28年度中は、流通食品への毒物混入事件の発生はない（平成29年2月20日時点）。【警察庁】

廃棄食品の不正流通事案

産業廃棄物処理業者によって、食品関連事業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が不正に転売され、その後、消費者に食品として販売されていた事案が判明した。本事案で明らかになった課題に対しては、消費者の信頼を確保するため、関係行政機関及び関係事業者が連携し、食品廃棄物の処理に係る対策と、食品関係事業者による食品の適正な取扱いに係る対策の両面から、隙間なく対策を講じている。【消費者庁、食品安全委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省、環境省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

食品安全行政に関する関係府省連絡会議において、「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」（平成28年2月26日 食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ）を取りまとめた。平成28年度には、関係府省連絡会議幹事会に、定期的に警察庁、環境省廃棄物部局も加え、「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」に沿った取組状況について情報共有を行った。【消費者庁、食品安全委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省、環境省】

農林水産省は、「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」を踏まえ、環境省と合同の審議会における議論を経て、平成29年1月に食品関連事業者が取り組むべき指針（食品リサイクル法に基づく省令）の改正を行うとともに、食品関連事業者向けのガイドラインを策定した。【農林水産省、環境省】

環境省として、「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について（廃棄物・リサイクル関係）」（平成28年3月14日）を取りまとめ、公表した。

「食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル」（平成28年6月21日）を策定し、産業廃棄物処理業者等に対する立入検査を効果的かつ確実に実施するよう都道府県等へ通知した。

廃棄物の処理に関する排出事業者責任の徹底について、平成29年3月21日付けで都道府県等へ通知した。

平成28年度から、電子マニフェストシステムへの不適正な登録・報告内容の疑いの検知、関係業者への警告及び地方公共団体による監視業務の強化に資するようシステム改修を行っているところ。【環境省】

2 表示の充実と信頼の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用	景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充	不当な表示に係る事案に対する景品表示法の厳正な執行【消費者庁】					景品表示法に基づく措置命令（都道府県によるものを含む。）・指導、課徴金納付命令の運用状況
		課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直し【消費者庁】					
		(KPIの現状) 平成28年度 消費者庁による措置命令：27件（前年度：13件）、指導：138件（前年度：178件） 課徴金納付命令：1件、課徴金納付命令に係る返金計画に対する処分件数：3件（認定2件、不認定1件） 都道府県による措置命令：1件（前年度：3件）					
	景品表示法の普及啓発	講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界（美容医療業界を含む。）に対する普及啓発【消費者庁】					(イ) 景品表示法に係る説明会の参加者数、主催説明会における参加者数、説明会における理解度 (ロ) パンフレットの配布状況（配布か所数等）
		違反事例の整理【消費者庁】					
		周知活動【消費者庁】					
(KPIの現状) 平成28年度 (イ) ・景品表示法に係る説明会の参加者数：10,360人程度（前年度：10,800人程度） ・講師派遣回数：153回（前年度：151回） ・消費者庁主催説明会の参加者アンケート結果から見る参加者の理解度：約94%（前年度：約98%） (ロ) パンフレットの配布部数：約92,650部（前年度：約3,200部）							
	公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援	公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援【消費者庁、公正取引委員会】					(イ) 公正競争規約を運用する関連団体等が主催する研修会等の参加者数 (ロ) 公正競争規約を運用する関連団体等への講師派遣実施率
		(KPIの現状) 平成28年度 (イ) 研修会等の参加者数：3,270人程度（前年度：3,450人程度） (ロ) 講師派遣実施率：17%（前年度：25%）					

2 表示の充実と信頼の確保

(1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用

景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充

不当な表示を行う事業者に対し、必要に応じて都道府県や事業所管省庁等と連携し、課徴金制度の運用を含め、景品表示法を迅速かつ的確に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。また、課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直しを行う。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

関係機関と連携した執行を実施した。平成28年度に消費者庁が措置命令を行った件数は27件（前年度：13件）、課徴金納付命令を行った件数は1件、課徴金納付命令に係る返金計画に対する処分件数は3件（認定2件、不認定1件）。また、平成28年度に都道府県が措置命令を行った件数は1件（前年度：3件）【消費者庁】

景品表示法の普及啓発

景品表示法の説明会への講師派遣をすることに加え、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、様々な業界（美容医療業界を含む。）に対して、同法の普及啓発を図るとともに、社内規程の策定や体制の整備、事業者団体による自主基準の策定など、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を積極的に支援する。

また、景品表示法に係る過去の違反事例を整理した違反事例集を作成し、同法の基本的な考え方とともに周知活動を行う。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

景品表示法の普及・啓発、景品表示法違反行為の未然防止等のために消費者団体、地方公共団体、事業者団体や広告関係の団体が主催する景品表示法に関する説明会、講習会及び研修会等（美容医療業界が主催する勉強会含む。）に職員を講師として派遣した（平成27年度：151回、のべ参加者10,800人程度。平成28年度：153回、のべ参加者10,400人程度、参加者の理解度 約94%（平成28年7月以降の講習会等でアンケートを実施））。講習会に講師を派遣するほか、平成27年度においては、平成28年4月から同法に導入された課徴金制度に関する説明会を、全国13都市で計15回行い、同説明会の参加者アンケート結果から見る参加者の理解度は、約98%であった。

また、平成27年度に、景品表示法に係る過去の違反事例を整理した違反事例集を作成・公表し、周知活動に活用している。

さらに、平成28年度に、課徴金制度に関する事項を盛り込んだ内容に改定した「事例でわかる景品表示法」を消費者団体、地方公共団体、事業者団体等に約92,650部配布した。【消費者庁】

公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援

不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業

者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約（景品表示法第31条の規定に基づく協定又は規約）の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援する。【消費者庁、公正取引委員会】

<平成27年度実績～平成28年度の実績>

平成27年度においては、ペットフードの表示に関する公正競争規約など12件の公正競争規約の変更について認定を行い、平成28年度においては、マーガリン類の表示に関する公正競争規約など47件の公正競争規約の変更について認定を行った。公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等に職員を講師として派遣した（平成28年度は33回、のべ参加者数は3,270人程度。前年度は38回、のべ参加者数は3,450人程度）。【消費者庁、公正取引委員会】

2 表示の充実と信頼の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I	
(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善	家庭用品の品質表示の見直し	家庭用品品質表示法の普及啓発活動【消費者庁】					(イ) 説明会等の参加者数及び参加者アンケートにおける参加者の満足度 (ロ) 新たな洗濯表示の認知度	
		<洗濯表示の見直し関係> ・新たな洗濯表示の普及・啓発活動 ・運用マニュアルの改訂作業【消費者庁】						
		<その他対象品目及び表示の標準の見直し> 27年度 ・見直しの検討(現状調査、勉強会の運営等) 27~28年度 ・政令、府令等の改正(品目関連) ・4つの規程の改正(表示関連)【消費者庁】		<その他対象品目及び表示の標準の見直し> 改正内容の普及、啓発活動【消費者庁】				
				改正を見送った品目等の見直しの検討【消費者庁】		規程等の改正【消費者庁】		
		(KPIの現状) 平成28年度 (イ) 20回の講師派遣を行った(前年:20回)。平成28年5月に行った国民生活センターへの講師派遣ではアンケート回答者の9割超が「役立った」を選んでいた。 (ロ) 新しい洗濯表示に関し、ポスター、リーフレット、すごろく及びかるたを作成・配布するなど、認知度を高めるべく普及・啓発を行っているところである。また、政府インターネットテレビの動画コンテンツを制作し、ウェブサイトに掲載するとともに、これを収録したDVDを作成・配布した。						
住宅性能表示制度の普及推進及び評価方法の充実	住宅性能表示制度関連の講習会等による普及推進、消費者のニーズに対応するための評価方法の充実【消費者庁、国土交通省】						住宅性能表示制度関連の講習会等の実施状況	
	(KPIの現状) 平成28年度 登録評価機関による評価員講習会を6回実施。その他、各種講演会等において制度の周知を実施。							
省エネ性能表示の普及促進	省エネ関連の講習会等による普及促進【国土交通省】						省エネ性能表示の普及活動実施状況	
	(KPIの現状) 省エネ関連の講習会において、省エネ性能表示についての説明を実施中(平成28年度に191回実施。)							

2 表示の充実と信頼の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づく指定建物錠の性能表示の適正な運用	指定建物錠の性能表示についての検証【警察庁】					指定建物錠の性能表示の検証の実施状況
		(KPI の現状) 平成 29 年 2 月に指定建物錠の性能表示についての検証を実施。					
	医療機関のホームページによる情報提供	<p>地方公共団体に対するガイドライン等の継続的な周知、指導事例等の情報共有【厚生労働省】</p> <p>地方公共団体における医療広告及び医療機関ホームページに関する相談・指導件数等を把握し、ガイドライン策定等の取組の効果を検証【厚生労働省】</p> <p>美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についての周知【厚生労働省、消費者庁】</p> <p>医療機関に関する広告規制等の在り方について検討【厚生労働省】</p> <p>第 193 回国会に医療法等の一部を改正する法律案を提出。ネットパトロール事業による監視体制の強化等、必要な対策を実施【厚生労働省】</p>					地方公共団体における医療広告及び医療機関ホームページに関する相談・指導件数等
		(KPI の現状) 地方公共団体における医療広告及び医療機関ホームページに関する相談・苦情件数（うち違反のおそれがあるものとして行政指導を要した件数） 平成 26 年度：666 件（246 件） 平成 27 年度：411 件（149 件） 法令に基づかない調査に対する任意の回答に基づく数値。					

2 表示の充実と信頼の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善	電気通信サービスにおける 広告表示等の 適正化						協議会における ガイドラインを 踏まえた広告表 示等の検証状況
		電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえた適切な広告表示の推進【総務省】					
		(K P I の現状) 協議会においてガイドラインを踏まえた広告表示等の検証を実施。					

2 表示の充実と信頼の確保

(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善

家庭用品の品質表示の見直し

家庭用品品質表示法の普及啓発活動を継続的に行う。また、家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程が平成27年3月に改正され、平成28年12月から衣類等の繊維製品の洗濯表示が新しい日本工業規格 L 0001 になったものに変更されたため、ポスター、リーフレット、DVD等を作成し、地方公共団体等に対しこれらを配布するとともに講師派遣を行う等新たな洗濯表示の普及啓発を進めるとともに、運用マニュアルの改定作業を行う。

家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準について、平成28年度までに表示標準の見直しの検討を行うなど、適宜、規程等の改正を行う。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年12月の新しい洗濯表示に関する繊維製品品質表示規程の施行に向けて、普及啓発のため広報資料（ポスター2種類、リーフレット2種類、パンフレット、すごろく、かるた及びDVD）を作成・公表した。また、国民生活センター、消費生活センター、消費者団体及び地方公共団体に対し広報資料の配布及び講師派遣を行った（40回）。

平成27年度には、指定品目の在り方について見直し、品質表示が義務付けられる家庭用品を政令で全て指定することを改め、指定品目の一部を内閣府令で定めることとするよう改正を行った（平成28年3月18日公布、平成28年4月1日施行）。

平成28年度には、内閣府令及び4つの告示を改正し、指定品目の見直しや品目の追加を行った（平成29年3月30日公布、平成29年4月1日施行。ただし、新たに追加された品目についての改正は平成30年4月1日施行）。【消費者庁】

住宅性能表示制度の普及推進及び評価方法の充実

住宅性能表示制度の普及推進、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図る。【消費者庁、国土交通省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年度及び平成28年度において、住宅の品質確保の促進等に関する法律において定められている住宅性能表示制度の告示改正について、国土交通省と連携し実施した。【消費者庁】

平成28年1月29日に日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の告示改正を実施した（平成28年4月1日施行）。これら住宅性能表示制度の改正告示の施行に向けては、平成28年1月から同年3月までに改正告示に関する講習会を23回実施した。平成27年8月から平成29年3月までに登録講習機関による評価講習会を13回実施しているところである。各種講演会等において制度の周知を図っている。関係団体との連携の下、住宅性能表示制度のパンフレットを作成した。【国土交通省】

省エネ性能表示の普及促進

住宅・建築物・まちづくりの環境品質の向上（室内環境、景観への配慮等）と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かりやすい指標として示す「建築環境総合性能評価システム（C A S B E E : Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）」の開発・普及を推進する。

さらに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第36条の規定に基づく省エネ基準適合認定マークや、同第7条の規定に基づく省エネ性能表示のガイドラインに従った「建築物省エネルギー性能表示制度（B E L S : Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）」の普及促進を図る。【国土交通省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

「建築環境総合性能評価システム（C A S B E E）」、「建築物省エネルギー性能表示制度（B E L S）」等について、省エネ関連の講習会等で普及促進に努めており、平成28年度時点で285回（平成27年度末時点：24回）実施した。

平成28年4月に施行された建築物省エネ法に基づく省エネ性能表示のガイドラインを作成・公表するとともに、分かりやすい広報資料（ポスター、パンフレット及びDVD）を作成・配布した。

【国土交通省】

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づく指定建物錠の性能表示の適正な運用

建物部品の防犯性能の表示制度について、消費者が防犯性能により建物部品を選択できるよう、指定建物錠の性能表示について検証を行うことにより制度の適正な運用の確保を図る。【警察庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年2月に指定建物錠の性能表示についての検証を実施し、平成29年2月に指定建物錠の性能表示についての検証を実施した。【警察庁】

医療機関のホームページによる情報提供

美容医療を始めとした医療機関のホームページの表示適正化のため、地方公共団体に対し「医療機関ホームページガイドライン」（平成24年9月28日）などの周知徹底依頼や、指導事例の情報共有等を行い、関係団体等による自主的な取組や指導の徹底を図る。【厚生労働省】

地方公共団体及び医療安全支援センターにおける相談（消費生活相談を含む。）及び指導の件数、内容等を把握し、ガイドライン等の効果の検証を実施する。また、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知していく。

【厚生労働省、消費者庁】

さらに、医療機関に関する広告規制等の在り方について、改めて検討し、平成28

年に取りまとめ、検討結果を踏まえ、第193回国会に医療法等の一部を改正する法律案を提出した。また、ネットパトロール事業による監視体制の強化（平成29年度予算に計上）等、必要な対策を実施する。【厚生労働省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

地方公共団体における相談・苦情件数等の状況を把握するため、調査を実施するとともに、都道府県等に対して上記のガイドラインなどの周知及び「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」（平成27年7月消費者委員会）についての説明を行い、更なる指導の徹底を依頼した。また、広告会社向けに講演を行い、上記のガイドラインなどの周知を行った。さらに、平成28年1月に、PIO-NETや医療安全支援センターに蓄積された情報の活用や医療安全支援センターの相談窓口の周知等について地方公共団体に依頼した。加えて、医療機関に関する広告規制等の在り方について検討を開始し、平成28年9月に取りまとめた。【厚生労働省】

その他、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知するため、消費者向けの注意喚起資料を作成し、平成28年9月に都道府県等に周知するとともに行政のツイッター等を活用した広報活動を行った。【厚生労働省、消費者庁】

電気通信サービスにおける広告表示等の適正化

電気通信サービス向上推進協議会が策定した「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン」を踏まえ、関係事業者における適切な広告表示を推進する。【総務省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年7月に、「インターネットサービス品質計測等の在り方に関する研究会」において報告書を取りまとめるとともに、総務省において「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」を策定した。

上記報告書、ガイドラインを受けて電気通信サービス向上推進協議会において「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン」を改定した（平成27年11月）。

また、平成28年3月に、利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあったと考えられる広告表示について、事業者に対し行政指導を行っている。【総務省】

2 表示の充実と信頼の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I	
(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用	新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等	新たな食品表示制度に関する消費者、事業者等への普及啓発【消費者庁】					(イ) 食品表示制度の理解度 (ロ) 講師派遣回数	
								食品表示法附則第19条の規定に基づく見直し検討【消費者庁】
実態を踏まえた個別課題の検討【消費者庁】								
インターネット販売等における食品表示の検討【消費者庁】								
加工食品の原料原産地表示の検討【消費者庁】								
遺伝子組み換え表示の検討【消費者庁】								
食品添加物表示の検討【消費者庁】								
機能性表示食品制度を始めとする食品の機能性等を表示する制度の適切な運用、消費者、事業者等に対する制度に関する普及啓発【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】								
		新たに施行される機能性表示食品制度の残された検討課題について検討		施行状況の把握を行い、必要に応じて制度の見直しを実施【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】				
		(KPIの現状) 平成28年12月末時点 (イ) 調査を実施中(平成29年3月に取りまとめ予定) (ロ) 講師派遣回数: 55回						
	健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	食品の機能性等を表示する制度（健康食品を含む食品全般）に関する監視の強化、健康食品に関する留意事項の周知徹底【消費者庁】					事業者への措置件数（改善要請、指導、勧告及び命令）	
		食品の機能性等を表示する制度改正の要否の検討【消費者庁】						
		(KPIの現状) 平成28年度(平成28年12月末時点) 改善要請件数: 372事業者 ・平成28年5月20日公表「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について(平成27年10月～12月)」230事業者306商品(改善率: 98%) ・平成28年12月26日公表「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について(平成28年1月～3月)」142事業者162商品(改善率未集計)						

2 表示の充実と信頼の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用	関係機関の連携による食品表示の監視・取締り	<p>< 食品表示に関する関係法令の効果的な執行 > 食品表示連絡会の実施等による関係省庁間の情報共有・連携強化、都道府県等と国の出先機関との連携促進・情報共有の支援 【消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省】</p>					食品表示法に基づく措置の実施状況
		<p>< 地域における関係機関の連携 > ブロックレベル、都道府県レベルでの監視協議会の開催 【農林水産省、警察庁、国税庁、消費者庁】</p>					
巡回調査等の実施【農林水産省、国税庁】							
DNA分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視【農林水産省】							
<p>(KPIの現状) 平成28年4月から9月末までの集計値 食品表示法に基づく指示：5件、指導：135件（前年度：指示5件、指導308件）（消費者庁、国税庁、農林水産省）</p>							
	米穀等の産地情報の伝達の適正化	<p>< 米トレーサビリティ法第4条、第8条に基づく違反行為への対応 > 米穀事業者に対する立入検査等の実施、調査結果に基づく措置 【農林水産省、国税庁、消費者庁】</p>					米トレーサビリティ法に係る産地情報伝達の適正実施率 適正実施率 (%) = 100 - { (違反件数 / 立入検査件数) × 100 }
		<p>(KPIの現状) 平成28年4月から9月までの集計値 ・米トレーサビリティ法に係る産地情報伝達の適正実施率：82.2%（前年度：82.8%）（農林水産省） ・米トレーサビリティ法に係る産地情報伝達の適正実施率：95.3%（前年度（平成27年7月から平成28年3月）の適正実施率：96.7%）（国税庁）</p>					

2 表示の充実と信頼の確保

(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等
平成27年度から施行した食品表示法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等に対し普及啓発を行い、理解促進を図る。その際には、制度の周知に加え、消費者が食品表示を活用する上でのサポートとなる者への普及啓発も考慮する。また、食品表示法附則第19条の規定に基づき、施行3年後に施行状況を勘案し、必要に応じて見直しを検討する。さらに、個別課題については、順次実態を踏まえた検討を行う。インターネット販売等における食品表示については、平成28年12月に公表された報告書を事業者に周知すると共に、消費者への普及啓発に努めている。加工食品の原料原産地表示については、平成28年11月に公表された報告書を踏まえた食品表示基準の一部改正案を平成29年3月に諮問しており、改正に向けた作業を行う。食品添加物表示については、現状を把握した上で、必要な検討を行う。遺伝子組換え表示の在り方については、平成29年4月から検討会を開催する予定。【消費者庁】

機能性表示食品制度を始めとする食品の機能性等を表示する制度を適切に運用する。さらに、消費者、事業者等に対し、制度に関する普及啓発を行い、理解促進を図る。また、機能性表示食品制度については、関係者からの意見を踏まえ、様々な視点から検討し、必要に応じ食品表示基準の改正等の見直しを行う。さらに、残された検討課題についても平成28年12月に公表された報告書を踏まえ、制度への反映等を行う。【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】

なお、特定保健用食品については、買い上げ調査の実施や製品に係る公開情報の充実など運用の見直しに向けて取り組む。

<平成27年度～平成28年度の実績>

新たな食品表示制度及び機能性表示食品制度について、説明会等の講師として職員を派遣するなど、消費者、事業者等に対する普及啓発を実施した。

機能性表示食品の広告の適正化の観点から、広告等の留意点Q & Aの作成・周知を行った。

インターネット販売等における食品表示については、平成27年12月から「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会」を開催し、平成28年12月に報告書を公表した。また、加工食品の原料原産地表示については、平成28年1月から、消費者庁と農林水産省が共催で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を開催し、同年11月に報告書を公表した。遺伝子組換え表示については、制度の見直しに向けて必要な調査を実施しているところであり、調査終了後速やかに、有識者等を構成員とする検討の場を設けることとしている。

機能性表示食品については、平成28年12月末時点で、601件の届出情報を公表している。

機能性表示食品に係る残された検討課題については、同28年1月から「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」を開催し、同28年12月に報告書を公表した。

特別用途食品制度については、平成28年2月から「特別用途食品制度に関する検討会」を開催し、同年12月に報告書を公表した。

特定保健用食品については、平成28年度に買上調査を実施した。また、新たな知見を入手した場合は、消費者庁に報告する旨内閣府令に規定するなどの措置を講じた。【消費者庁】

健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化

食品の機能性等を表示する制度に関し、健康食品も含めた食品の表示・広告について、執行体制の整備も含め、関係機関と連携して監視を強化し、法令違反に関しては厳正に対処するとともに、健康食品に関する留意事項の周知徹底を行うことにより、表示・広告の適正化を図る。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

通年的に行うインターネット等における健康食品等の虚偽・誇大表示に対する監視を通じて、平成26年1月から平成28年12月までで487事業者による630商品の表示について健康増進法に違反するおそれがあったことから、改善がみられない事業者に対しては、個別に調査を実施して改善が図られるまで行政指導を行っている。

機能性表示食品の広告の適正化の観点から、広告等の留意点及びQ & Aの作成・周知を行った。

健康食品の広告の適正化の観点から、平成28年に作成した「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項」を周知した。

「食品の機能性等を表示する制度改正の可否の検討」については、健康増進法への不実証広告規制の導入について検討したところ、消費者庁において、景品表示法及び健康増進法による一体的な運用を適切かつ迅速に行っていること、健康増進法に不実証広告規制を立法化することは法制度上困難であること等の検討結果が得られたことから、その結果を平成28年度に、消費者委員会に報告した。

特定保健用食品・機能性表示食品の適正利用の啓発を通じた表示の適正化に関して、各種メディアを通じた周知に併せて、平成28年において、消費者委員会の指摘を踏まえ、「保健機能食品はバランスの取れた食生活とともに利用しましょう！」と題するリーフレットに特定保健用食品の広告上で最低限記載を勧める事項を加える改正を行ったリーフレットを、事業者団体を通じて健康食品事業者に配布するなど、バランスの取れた食生活の重要性について普及啓発活動を行った。【消費者庁】

関係機関の連携による食品表示の監視・取締り

食品表示に関する監視・取締りに関しては、「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」（「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合了承（平成19年12月17日））に基づき、不適切な食品表示に関する監視を強化するため、消費者庁、警察庁、国税庁及び農林水産省を構成員とする「食品表示連絡会議」を設置している。同会議は、これら関係機関の連携の下、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等の必要な対応を講ずるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう関連情報の共有を進める。

また、このような中央段階での連携の下、ブロックレベル、都道府県レベルで監

視協議会を開催し、管区警察局、国税局（所）、地方農政局、都道府県（消費生活センター、警察等）等の地域の関係機関の連携及び情報共有を促進すること等により、関係法令に基づく効果的かつ効率的な執行を図る。【消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省】

酒類については、市場に流通している酒類を小売販売場から買い上げ、表示事項の確認や成分等の理化学分析等を実施し、酒類の表示に疑義が認められた場合には、酒類製造者に対する確認調査を実施するなど表示の適正化を図る。【国税庁】

酒類以外の品目の品質事項については、農林水産省の地方農政局等職員による小売店舗等に対する巡回調査を実施し、監視・取締りの徹底を図る。

また、消費者を欺瞞する悪質な産地偽装等が跡を絶たない状況にあり、こうした産地偽装等の監視・取締りを重点的に行うため、独立行政法人農林水産消費安全技術センター及び民間分析機関によるDNA分析等の科学的手法を活用し、食品表示の適正化を確保する。【農林水産省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年8月31日に食品表示連絡会議を開催した（前年度は10月27日に開催）。平成28年9月末時点で、食品表示法に基づく指示を5件、指導を135件実施した（前年度は指示：5件、指導：308件）。【消費者庁、国税庁、農林水産省】

また、ブロックレベルの監視協議会に消費者庁も参画。年末に多発傾向を示す健康被害事案に関連した原産地表示に係る遡及調査時における関係機関の連携を指示した。【消費者庁】
食品表示制度の周知等を行うとともに、酒類の表示の適正化のための確認調査を実施した。【国税庁】

米穀等の産地情報の伝達の適正化

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）に基づき、米穀等に係る産地情報の伝達に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置を行うことにより、米・米加工品の産地情報の伝達の適正化を図る。【農林水産省、国税庁、消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

米及び米加工品（酒類を除く。）に関する産地情報伝達の適正実施率は82.2%（平成28年4月から9月までの集計値）（前年度：82.8%）。【農林水産省】

酒類に関する取引記録の作成・保存の適正実施率は99.1%（平成27年7月から平成28年9月までの集計値）（前年度（平成27年7月から平成28年3月までの集計値）の適正実施率：99.0%）【国税庁】

関係機関と連携した監視を実施（被疑情報に基づき、関係機関と連携した調査を実施。）している。【消費者庁】

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	特定商取引法の執行強化						特定商取引法に基づく処分件数
		(KPI の現状) 平成 28 年度 業務停止命令：14 件（前年度：23 件）、指示：14 件（前年度：11 件）					
	特定商取引法の見直し						見直しに係る検討の進捗状況
		(KPI の現状) 「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 60 号）が、第 190 回国会で成立し、平成 28 年 6 月に公布された。さらに、消費者委員会の答申のうち、法改正事項ではなく、改正法に基づく政省令の策定時に併せて検討することとされていた政省令事項についても検討を進めている。					
	特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法の必要な執行体制強化及び制度改正						法執行の状況を踏まえた必要な施行体制強化又は制度改正の状況
		(KPI の現状) 執行状況把握のため、関係省庁等へ調査を実施（平成 28 年 12 月）し、別表 1 のとおり執行状況を取りまとめた。					

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	消費者契約法の見直し	消費者委員会における審議	改正法案の施行に向けた周知・啓発活動の実施【消費者庁、法務省】	消費者委員会における審議【消費者委員会】	消費者委員会の審議に対し、適切に協力するなど、引き続き、分析・検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【消費者庁、法務省】		法の認知度
		法案の検討/国会提出					
			(KPIの現状) 平成28年度 法の認知度：集計中				
消費者の財産被害に対する消費者安全法の厳正な執行等		消費者安全法の規定に基づく通知、注意喚起、勧告等【消費者庁、関係省庁等】					消費者安全法に基づく注意喚起等の措置件数
		(KPIの現状) 平成28年度 消費者安全法第38条第1項の規定に基づく注意喚起：10件（前年同期9件）					

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し	高齢者、障害者等の権利擁護の推進	<p>< 成年後見制度等による高齢者・障害者の権利擁護の推進 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長が、成年後見制度の利用が有効と認められるケースにおいて、適切に後見申立て等を実施 ・成年後見制度の利用が必要な低所得高齢者や障害者が、同制度を利用することができるよう、市町村が成年後見制度利用支援事業を活用 ・成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保等ができるよう市町村が成年後見制度法人後見支援事業を活用【厚生労働省】 					<p>(イ) 成年後見制度利用支援事業実施状況 / 成年後見制度法人後見支援事業実施状況</p> <p>100%</p> <p>(ロ) 成年後見制度利用支援事業実施市区町村数 増加</p>
		<p>< 介護職員に対する成年後見制度等の知識の普及 ></p> <p>継続的に実施【厚生労働省】</p>					
		<p>< 制度の周知 ></p> <p>地方公共団体が実施する成年後見制度の周知【消費者庁】</p> <p>毎年度、周知方法等について見直し</p>					
	<p>(K P I の現状)</p> <p>(イ) 成年後見制度利用支援事業実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢分野：78.6% (平成 27 年 4 月 1 日時点) 平成 28 年度は集計中 ・障害者分野：84% (平成 28 年 4 月 1 日時点) ・成年後見制度法人後見支援事業実施状況：15% (平成 28 年 4 月 1 日時点) <p>(ロ) 成年後見制度利用支援事業実施市区町村数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者分野：1,470 市区町村 (平成 28 年 4 月 1 日)、前年比 66 市区町村増加 						

3 適正な取引の実現

(1) 商品・サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し

特定商取引法の執行強化

高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行う。【消費者庁、経済産業省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

特定商取引法について、権限委任を行いかつ指揮監督下にある経済産業局と密な連携の下、執行を一元的に実施しており、引き続き、悪質事案に対して厳正に対処していく。【消費者庁、経済産業省】

特定商取引法の見直し

第190回国会において成立した「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」について、施行に向けて必要な準備を行う。また、平成24年の特定商取引法改正法附則を踏まえ、同法の施行状況について検討を進める。【消費者庁、経済産業省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年1月に内閣府消費者委員会に諮問を行い、平成27年3月から同年12月まで、内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会で18回の審議が行われ、平成28年1月に答申を得た。消費者委員会の答申を踏まえて立案された「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第60号）は、第190回国会で成立し、平成28年6月に公布された。

さらに、消費者委員会の答申のうち、法改正事項ではなく、改正法に基づく政省令の策定時に併せて検討することとされていた政省令事項についても検討を進めている。【消費者庁、経済産業省】

特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法の必要な執行体制強化及び制度改正

特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえた厳正な法執行を行うとともに、法執行の状況及び消費者委員会等の意見を踏まえた必要な執行体制強化を行う。【消費者庁、関係省庁等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

特定商取引法の適用除外とされている法律などの消費者保護関連法の執行状況（別表1（165頁）のとおり。）を取りまとめた。【消費者庁、関係省庁等】

消費者契約法の見直し

消費者契約法施行後の消費者契約に係る苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積を踏まえ、情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方

について、内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会で審議が行われた。内閣府消費者委員会の答申を踏まえ、「消費者契約法の一部を改正する法律案」を平成28年3月4日に閣議決定し、国会に提出した。

同法律案については、第190回国会で成立し、平成28年6月3日に公布（平成28年法律第61号）されていることから、施行に向けた周知・啓発活動を実施する。また、「消費者契約法専門調査会報告書」において、今後の検討課題として引き続き検討を行うべきとされている論点については、同法律案の国会における審議等も踏まえながら行われている内閣府消費者委員会の審議に対して、適切に協力を行うなど、引き続き、分析・検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【消費者庁、法務省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成26年8月5日に内閣府消費者委員会に諮問を行い、平成26年11月から平成27年12月まで、内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会における24回の審議を経て、平成27年12月25日に同専門調査会の報告書が取りまとめられている。諮問に対しては、平成28年1月7日に内閣府消費者委員会から答申がなされている。消費者委員会の答申を踏まえて立案された「消費者契約法の一部を改正する法律」（平成28年法律第61号）は、第190回国会で成立し、平成28年6月3日に公布された。

以上を踏まえ、同改正法の周知・啓発活動の一環として、説明会等への講師派遣を行った。同法の一問一答の作成、消費者契約法逐条解説の改訂及びリーフレットの作成を実施し、消費者庁ウェブサイトにて公表した。【消費者庁、法務省】

消費者の財産被害に対する消費者安全法の厳正な執行等

消費者の財産被害の発生又は拡大の防止のため、消費者の財産被害に対して、消費者安全法の規定に基づく関係省庁等から消費者庁への通知を確実に実施するとともに、消費者庁において、その内容を踏まえて必要な事案について、同法に基づく注意喚起、勧告等の措置を迅速かつ的確に講ずる。【消費者庁、関係省庁等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

消費者安全法第12条第2項の規定に基づく通知は、5,298件（平成28年12月末時点。前年同期比24.3%減。）、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく注意喚起は、10件行った（平成28年度前年同期比1件増。）。

平成27年3月27日に改訂した運用マニュアルについて、通知の徹底を図るべく消費者政策担当課長会議や関係省庁連絡会議等の場を通じた周知に取り組んだ。【消費者庁】

高齢者、障害者等の権利擁護の推進

市町村による成年後見制度の申立て等の助成を行う成年後見制度利用支援事業や都道府県による市町村の市民後見の取組のバックアップや相談体制の整備を行う地域医療介護総合確保基金等の実施等により、高齢者の権利擁護の推進を図る。

また、障害者に対しては、成年後見制度利用支援事業を実施し、障害福祉サービ

スの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬を補助する。

このほか、成年後見制度法人後見支援事業として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。【厚生労働省】

介護支援専門員（ケアマネジャー）及び訪問介護員（ホームヘルパー）を含む介護職員に対する研修において、成年後見制度等による高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識の普及を図る。【厚生労働省】

高齢者や障害者の消費者被害を防止するため、地方公共団体が実施する成年後見制度について、国民生活センターや消費生活センター等の様々な経路も活用して周知を図る。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

各都道府県において、介護支援専門員については成年後見制度や高齢者の権利擁護等の内容を含む介護支援専門員専門研修等を実施するとともに、介護職員については尊厳の保持等の内容を含む介護職員初任者研修を実施した。

また、障害者福祉分野における相談支援専門員やサービス管理責任者についても成年後見制度や障害者の権利擁護等の内容を含む研修を実施した。

平成27年10月13日に開催された都道府県・指定都市認知症施策担当者会議、平成28年3月7日に開催された全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、成年後見制度の利用促進に関する自治体の取組例を示し、円滑な実施の推進を依頼した。【厚生労働省】

平成27年6月に消費生活センター等において成年後見制度の活用を図るよう都道府県等に要請した。さらに、平成28年9月から11月までにかけて、消費者行政ブロック会議（全6ブロック）において、都道府県等に同様に要請した。【消費者庁】

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	電気通信サービスに係る消費者保護の推進	電気通信サービスにおける法令及びガイドライン等の遵守徹底、電気通信消費者支援連絡会等を通じた関係者間の連携強化、電気通信事業者等による取組促進(継続的に実施)【総務省】					電気通信サービスに係る消費者保護の制度の運用状況
		電気通信サービス分野における制度改正の実施【総務省】	制度の実施状況のモニタリング(継続的に実施)【総務省】				
		<p>(KPIの現状) 平成28年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年5月に「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」を策定、公表し、平成28年9月に消費者保護ルールの実施状況について総務省及び関係者の間で共有・検討・評価するICTサービス安心・安全研究会「モニタリング定期会合」を設置し、同月第1回会合を実施。 平成28年度苦情相談受付件数(平成28年度10月末時点): 4,981件 全国の各地域(全11の地方局)において平成28年度上半期消費者支援連絡会を開催。 					
	有料放送サービスに係る消費者保護制度の適切な運用	有料放送サービス分野における制度改正の実施【総務省】					有料放送サービスに係る消費者保護の制度の整備・運用状況
		有料放送サービスについて、整備された消費者保護制度の適切な運用【総務省】					
		<p>(KPIの現状)</p> <p>電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に向け、省令・告示等の整備のための検討を行い、意見募集手続等の手続を経て、当該省令・告示を策定し、平成28年4月に公布。</p>					

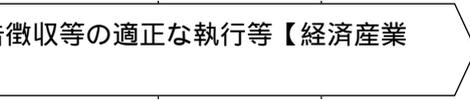
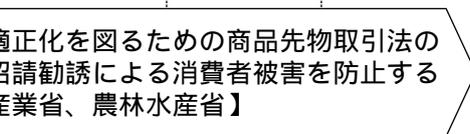
3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	詐欺的な事案に対する対応	<p><無登録業者やファンド事業者等による詐欺的な事案に対する対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・無登録業者等に係る情報収集・分析 ・その結果、必要と認められる場合は、金融商品取引法第 187 条の規定に基づく調査を実施、金融商品取引法違反行為等が認められたときは、同法第 192 条の規定に基づく裁判所への禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等を公表【金融庁】 					<p>(イ) 無登録業者等に係る情報収集・分析の状況 (件数)</p> <p>(ロ) 禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出の状況 (件数)</p> <p>(ハ) 金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対する行政処分 (件数)</p>	
		<p><詐欺的商法による新たな消費者被害への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府広報や当庁ウェブサイト等による国民への情報提供、注意喚起 ・無登録で金融商品取引業を行っていた者等に対する警告書の発 						
		<p>(KPI の現状) 平成 28 年度</p> <p>(イ) 無登録業者等に関して寄せられた情報件数：21,360 件 (前年度：32,270 件)</p> <p>(ロ) 禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出件数：1 件 (前年度：3 件)</p> <p>(ハ) 金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対する行政処分 (件数)：14 件 (前年度：0 件)</p>						
	投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備	<p>法令改正を踏まえた、投資型クラウドファンディングに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】</p>					投資型クラウドファンディング業者の登録件数	
		<p>(KPI の現状) 平成 28 年度 (平成 28 年 12 月末時点)</p> <p>投資型クラウドファンディング業者の登録件数：17 社 (前年度：4 社)</p>						
	金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務 (プロ向けファンド) に関する制度の見直し	<p>金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえた制度見直しの検討【金融庁】</p>	<p>法令改正を踏まえた、プロ向けファンドに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】</p>				<p>プロ向けファンド業者に対する業務廃止命令等の行政処分の実施状況 (件数)</p>	
		<p>(KPI の現状) 平成 28 年度 (平成 28 年 12 月末時点)</p> <p>プロ向けファンド業者に対する業務廃止命令等の行政処分件数：405件</p>						

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備	金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキンググループ」における審議【金融庁】	法案国会提出【金融庁】	改正資金決済法の施行準備【金融庁】			法令及び事務ガイドライン等の見直しや改訂の実施状況
		事務ガイドライン改正等に係る検討【金融庁】	事務ガイドライン改正・適用等【金融庁】	事務ガイドラインの適切な運用等【金融庁】			
		<p>(KPIの現状)</p> <p>「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第62号)が第190回国会で成立し、平成28年6月に公布され、平成29年4月に施行された。また、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、平成28年8月に事務ガイドラインの改正を行った(改正日から適用開始)ところであり、その適切な運用を行っている。さらに、電子マネーに関する消費者被害の項目を追加したガイドブック等を活用し、被害の未然防止に向けた注意喚起を行った。</p>					
仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備		仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備【金融庁】		仮想通貨交換業について、利用者保護の観点等から整備された規制の適切な運用【金融庁】			仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備・運用状況
		<p>(KPIの現状)</p> <p>仮想通貨と法定通貨の交換業者に対し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制及び利用者保護のための観点からの各種規制を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」(平成28年5月成立、同年6月公布)及び「仮想通貨交換業者に関する内閣府令」等の関係法令等が平成29年4月に施行された。</p>					

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	法令等の改正やガイドラインの策定等に係る審議・検討【経済産業省】 					法令等の改正やガイドラインの策定等の進捗状況
		業者への立入検査や、報告徴収等の適正な執行等【経済産業省】 					
		(K P I の現状) 関係事業者の法令の遵守を徹底させるため、業者への立入検査や、報告徴収等の適正な執行等を行うとともに、平成 27 年 7 月、平成 28 年 6 月に取りまとめた産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会報告書、報告書追補版を踏まえ、割賦販売法の見直し作業を進め、平成 28 年 12 月に、第 192 回臨時国会にて「割賦販売法の一部を改正する法律案」が成立。さらに、一般社団法人日本クレジット協会等の関係業界団体等で構成されている「クレジット取引セキュリティ対策協議会」において、カード番号等の漏えい防止、決済端末の IC 化の推進、EC 取引における本人認証の普及に向けた対応策等について検討を進め、平成 28 年 2 月に目標、各主体の役割、当面の重点取組を取りまとめた「実行計画」を策定。					
	商品先物取引法の迅速かつ適正な執行	委託者の保護及び取引の適正化を図るための商品先物取引法の迅速かつ適正な執行、不招請勧誘による消費者被害を防止するための取組の徹底【経済産業省、農林水産省】 					商品先物取引に関する苦情受付件数 ・相談・苦情件数を、取引高も考慮しつつ平成 26 年度と比較して減少させる
		(K P I の現状) 平成 28 年度 (平成 28 年 12 月末時点) 苦情相談件数： ・経済産業省 (消費者相談室)：約 40 件 (前年同期：約 30 件) ・農林水産省：0 件 (前年同期：1 件) 取引高：約 1970 万枚 (前年同期：約 1890 万枚) 取引高は、東京商品取引所と大阪堂島商品取引所の合算 参考：PIO-NET に寄せられた相談件数：約 50 件 (前年同期：約 70 件) (平成 28 年 12 月末日現在) 【参考】 平成 26 年度 苦情相談件数： ・経済産業省 (消費者相談室)：55 件 ・農林水産省：3 件 取引高：約 2300 万枚					

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	民間賃貸住宅の賃貸借における消費者保護	<p>< 民間賃貸住宅をめぐるトラブルの未然防止のための「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」の周知 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト掲載等による周知 ・一般消費者向けにインターネットテレビによる賃貸住宅の入退去に係る留意点の注意喚起【国土交通省】 <p>民法改正に関する周知【国土交通省】</p>					(イ) ガイドライン等の周知及び注意喚起の実施状況 (ロ) 民間賃貸住宅の賃貸借に関する消費生活相談の件数 (ハ) 実態把握及び必要な取組の検討の実施状況
		<p>< 家賃債務保証に係る借入人の居住の安定を図るための取組の検討 ></p> <p>アンケート等による家賃債務保証会社の利用に関する定期的な実態把握、家賃債務保証業者の適正な運営の確保や借入人の居住の安定を図るために必要な取組の検討、実施【国土交通省】</p>					
		<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会を札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、福岡市で7回(東京2回)開催。 ・家賃債務保証の業界団体のセミナー等において、家賃債務保証業務の適正な実施に当たっての注意喚起を行った。 <p>(ロ) 「賃貸住宅」に関する相談件数：37,327件(平成27年度)</p> <p>(ハ) 家賃債務保証に関する適切な情報提供を行うための具体的な方策、要件等について有識者による検討会において議論し、家賃債務保証の情報提供等に関する方向性をまとめた。</p>					

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	住宅リフォーム等における消費者保護	<住宅リフォーム工事及び既存住宅売買等のトラブルに関する消費者保護> ガイドブック及びパンフレット等による消費者への情報提供 リフォーム瑕疵保険等の住宅欠陥に関する保険制度等の充実【国土交通省】					消費者への情報提供の実施状況
		建設業法改正法（見積書の交付の義務化）の周知【国土交通省】	リフォーム工事の請負契約に関するトラブル防止のための方策の検討【国土交通省】				
<リフォーム事業者及び中古住宅流通等に関する情報提供> 各種瑕疵保険において、当該保険を利用する事業者に住宅瑕疵担保責任保険法人への登録を求め、登録事業者を公表【国土交通省】							
<住宅リフォーム事業者団体登録制度の着実な運用> ・一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者団体の登録を実施 ・団体による研修の実施及び相談窓口の設置・運用 ・団体を通じたリフォーム事業者への指導、勧告等【国土交通省】							
施工に関する情報開示の在り方について検討【国土交通省】	検討の結果を踏まえ、所要の対応を実施【国土交通省】						
(KPIの現状) 住宅瑕疵担保責任保険法人への登録事業者及び登録住宅リフォーム事業者団体を公表中。							
高齢者向け住まいにおける消費者保護	老人福祉法に基づく「届出」を促進するための都道府県等の取組を推進し、規制を的確に運用する【厚生労働省】					未届施設に対する地方公共団体の指導状況（指導の実施率）	
	前払金の在り方について、平成26年度までの実態把握等を踏まえて検討【厚生労働省】	前払金に関する <u>所要の対応を実施するため、法案を国会に提出</u> 【厚生労働省】					
前払金の保全措置の徹底、廃業等の実態把握と入居者保護の運用の徹底、入居希望者への情報提供の充実【厚生労働省、国土交通省】							
(KPIの現状) 未届施設（実態調査中のものを含む。）がある98地方公共団体のうち、69地方公共団体で届出に関する指導を実施（平成27年度）。 「平成27年度有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査結果」に基づく。							

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての対応			<p>身元保証等高齢者サポート事業の実態把握及び必要な措置の検討【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】</p> <p>病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握【厚生労働省】</p>	<p>必要な措置の実施【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】</p> <p>消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるための情報提供【消費者庁、厚生労働省】</p> <p>・実態把握の結果を踏まえ、身元保証人等に求められる役割の必要性、その役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスの整理 ・整理の上、身元保証人等のいない場合の適切な取扱いについて、病院・福祉施設等、都道府県等に周知【厚生労働省】</p>		身元保証等高齢者サポート事業に関する消費生活相談の件数
					<p>高齢者が利用できる家賃債務保証の情報提供【国土交通省】</p>		
		<p>(KPIの現状) 平成28年度 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費生活相談件数：118件（前年度：177件）</p>					

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	美容医療サービス等の消費者被害防止	<p>地方公共団体に対する指針等の継続的な周知、指導事例等の情報共有による円滑な指導のための連携【厚生労働省】</p>					地方公共団体におけるインフォームド・コンセントに関する相談・指導件数等
		<p>インフォームド・コンセントに関するQ&Aの発出【厚生労働省】</p>	<p>地方公共団体及び医療安全支援センターにおけるインフォームド・コンセントに関する相談（消費生活相談を含む。）及び指導の件数、内容等を把握し、指針等の効果を検証し、必要な対策を実施【厚生労働省、消費者庁】</p>				
				<p>美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知【厚生労働省、消費者庁】</p>			
				<p>特定商取引法施行令の改正に向けた検討【消費者庁】</p>			
		<p>（KPIの現状） 平成27年度 地方公共団体におけるインフォームド・コンセントに関する相談・苦情件数（うち違反のおそれがあるものとして行政指導を要した件数）：6,115件（153件）（前年度：5,862件（114件）） 法令に基づかない調査に対する任意の回答に基づく数値。</p>					

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	警備業務に関する消費者取引における情報提供の適正化及び苦情解決の円滑化	<p>< 警備業者に対する指導監督の継続実施 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県において、各種講習会、立入検査など、様々な機会を捉えて警備業者に対する指導を実施 違反業者に対する行政処分の実施 <p>【警察庁】</p> <p>< 関係機関との連携 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人全国警備業協会（認定個人情報保護団体）との連携による個人情報の取扱いについての苦情の解決義務の円滑化【警察庁】 					警備業者への指導状況
		<p>(KPIの現状)</p> <p>年報において平成28年の数値を確定（平成29年6月頃の見込み）</p> <p>（平成27年行政処分：255件）</p>					
	探偵業の業務の適正化に関する法律（以下「探偵業法」という。）の運用	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県警察において、各種講習会や立入検査等様々な機会を捉えて探偵業者に対する指導を実施 違反業者に対する検挙・行政処分の実施【警察庁】 					探偵業者への指導状況
		<p>(KPIの現状)</p> <p>年報において平成28年の数値を確定（平成29年6月頃の見込み）</p> <p>（平成27年行政処分：43件）</p>					

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化	<p>電気事業法関係法令及び指針に基づき、小売電気事業者の取引の適切な監視を行うとともに、「望ましい」とされている取組を促していく【経済産業省】</p> <p>液化石油ガス流通ワーキンググループ報告書を踏まえ、関係法令の改正やガイドラインの策定等を行い、関係法令等の適切な執行・運用を通じ取引の適正化に向けた取組を促していく【経済産業省】</p> <p>電力小売全面自由化についての周知・広報、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を実施【経済産業省、消費者庁】</p> <p>都市ガス小売全面自由化についての周知・広報、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を実施【経済産業省、消費者庁】</p> <p>電力小売全面自由化に便乗した悪質な消費者トラブルに対する厳正な法執行【消費者庁】</p>					(イ) 電気・LPガスの小売供給に係る取引の適正化に関する制度の運用状況 (ロ) 広報の実施状況 (ハ) 法執行の状況
		(KPIの現状) 平成28年度 (イ) ・平成28年5月及び10月に指針に関する取組状況調査を実施。 ・電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口等に寄せられた不適切な営業活動等について、事実関係の確認や指導を実施。 (ロ) ・全国各地での説明会開催など、電力及び都市ガスの小売全面自由化について周知・広報を実施。 ・電力・ガス取引監視等委員会と国民生活センターが連携協定締結(平成28年12月)。 ・電力・ガス取引監視等委員会によるセミナー等を全国各地で開催。 (ハ) ・電力小売全面自由化に便乗した消費者トラブルの状況について、随時監視を実施。 ・特定商取引法、景品表示法、消費者安全法執行実績なし。					
	リスクの高い取引に関する注意喚起	<p>リスクの高い取引に関する注意喚起を国民生活センターと連携して実施【消費者庁】</p>					注意喚起の実施状況
		(KPIの現状) 消費生活相談の状況等を基に消費者庁ウェブサイトにおける注意喚起を更新(平成29年1月予定)。					

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

電気通信サービスに係る消費者保護の推進

平成28年5月に施行された電気通信事業法等の一部を改正する法律及び関係法令により充実・強化された消費者保護ルールの実効性を確保するため、法執行を適切に実施するとともに、電話やインターネットによる消費者からの直接の情報提供の受付、PIO-NETを含む苦情相談記録の分析及び各種の調査等を通じて、制度の実施状況を継続的にモニタリングする。

関係団体における、消費者の安心・安全なサービス利用に資するショッパ認定マークの付与、業界の専門的知見をいかした苦情相談の処理及び勧誘の適正化等の自主的取組を推進する。

電気通信消費者支援連絡会を全国の各地域において毎年定期的で開催し、電気通信サービスにおける円滑なサービスの提供の確保や、苦情・相談等の適切な処理に関し、円滑で機動的な対応が行えるよう、関係者間で情報共有・意見交換を行う。【総務省】

各地の消費生活センターや電気通信事業者団体等を構成員として、電気通信サービスに係る消費者支援の在り方についての意見交換を行う総務省主催の連絡会。

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年5月に電気通信事業法等の一部を改正する法律が成立・公布され、書面交付義務、初期契約解除制度、勧誘継続行為の禁止、不実告知・事実不告知の禁止等の規定が設けられた。公布後1年以内の施行に向けた省令・告示案等の整備を行うため、主要事項についてICTサービス安心・安全研究会「消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG」において議論を実施し、取りまとめを公表した。また、同年11月に当該省令・告示案等を情報通信行政・郵政行政審議会に諮問し、意見募集手続を行う等の手続を経て、平成28年3月に、当該省令・告示を公布（施行日は同年5月21日）するとともに、改正後の法令の内容を解説する「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（新ガイドライン）を策定、公表した。また、「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」の取りまとめを踏まえ、同ガイドラインを改定し、電気通信事業者等は、適合性原則の趣旨を踏まえ、利用者がその利用実態等に対応した料金プランを選択できるよう、適切な説明を行うことが適当であることを明記した（平成29年2月1日から適用）。

また、上記制度の実効性の確保のため、平成28年5月に「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」を策定、公表するとともに、消費者保護ルールの実施状況について総務省及び関係者間で共有・検討・評価するICTサービス安心・安全研究会「消費者保護ルールのモニタリング定期会合」の第1回を平成28年9月、第2回を平成29年2月に開催した。併せて、法令等への違反が疑われる事業者に対しては、ヒアリングや電気通信事業法に基づく報告徴収等を随時行っている。

端末のSIMロック解除の推進については、平成26年12月に改正した「SIMロック解除に関するガイドライン」により、事業者は、平成27年5月以降新たに発売される端末について、原則無料でSIMロック解除に応じることになった。また、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する

フォローアップ会合」の取りまとめを踏まえ、SIMロック解除が可能となるまでの期間の短縮等を図るため、平成29年1月に同ガイドラインを改定した。

電気通信サービスに関する苦情・相談処理体制、期間拘束・自動更新付契約、試用サービス等に関しては、ICTサービス安心・安全研究会に置かれた連絡会で推進してきた関係事業者・団体の取組（携帯電話事業者による試用サービスの実施、期間拘束・自動更新付契約の更新月の延長及び更新月が近づいた時点でのプッシュ型の通知、全国携帯電話販売代理店協会による苦情相談の収集・分析、電気通信事業者協会相談窓口の設立）について、平成27年4月に開催された同研究会において報告がなされるとともに、上記WGでも議論の対象となった。

また、期間拘束・自動更新付契約については、平成27年4月からICTサービス安心・安全研究会「利用者視点からのサービス検証タスクフォース」を設置し、その在り方に係る検討を行い、同年7月に「方向性」の公表を行っており、これを踏まえた携帯電話事業者各社のサービス改善取組を注視している。さらに、プッシュ通知については、上述の省令案において、説明義務の一環として義務付けることとした。

平成27年度、平成28年度消費者支援連絡会をそれぞれ各地域において実施し、電気通信サービスにおける消費者支援の在り方について、各地の消費生活センターや電気通信事業者等の関係者の間で情報共有・意見交換を行った。【総務省】

有料放送サービスに係る消費者保護制度の適切な運用

有料放送サービスについては、説明義務、契約関係からの離脱のルール、販売勧誘活動の在り方等について、放送法の改正も含め、所要の制度整備を行い、整備された制度に基づき適切に運用する。【総務省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年5月に電気通信事業法等の一部を改正する法律が成立・公布され、放送法において有料放送サービスに係る書面交付義務、初期契約解除制度、勧誘継続行為の禁止、不実告知・事実不告知の禁止等の規定が設けられた。平成28年5月21日の施行に向け、省令・告示等の整備のための検討を行い、意見募集手続等の手続を経て、同年4月に当該省令・告示を公布した。【総務省】

詐欺的な事案に対する対応

無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査権限等を行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

詐欺的商法による新たな消費者被害への対応において、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を引き続き積極的に実施する。また、当該業者のうち、適格機関投資家等特例業務届出者については、業務廃止命令等の行政処分（平成28年3月1日以降の行為に限る）を行うとともに、その他の業者については引き続き警告書の発出を行うなどにより、被害の

拡大防止等を図る。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年4月から同年12月までにおいて、証券取引等監視委員会では、無登録業者及び悪質なファンド業者による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止命令等の申立て（1件）（平成27年度は3件）を行った。また、金融庁では、金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対して行政処分（8件：いずれも証券取引等監視委員会の検査によるもの）を行ったほか、無登録で金融商品取引業等を行っている者54先（平成27年度は154先）、無届けで有価証券の募集を行っていた者0先（平成27年度は2先）に対して警告書を発出した。（無登録で金融商品取引業等を行っている者54先の内訳：無登録業者41先（平成27年度は131先）、適格機関投資家等特例業務届出者13先（平成27年度は23先））

【金融庁】

投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備

投資型クラウドファンディングの利用促進及び投資者保護のための必要な措置を講ずるために平成26年5月に成立、平成27年5月に施行された改正金融商品取引法に基づき、引き続き、投資者保護の観点から、必要に応じ、監督上の対応を行うなど、適切に対応を行う。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年5月に関係政令・内閣府令等を公布の上、同月下旬、改正法が施行された。【金融庁】

金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直し

金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」において、投資家の保護及び成長資金の円滑な供給との観点を踏まえ、適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）をめぐる制度の在り方などの課題について検討し、適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）の制度の見直し及び検査・監督体制の強化を検討する。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）の制度見直しに係る金融商品取引法の改正法が第189回国会で成立し、平成27年6月に公布。平成28年2月に関係政令・内閣府令等を公布の上、同年3月、改正法が施行された。また、平成28年度機構・定員要求により、定員が増員し、検査・監督体制が強化された。【金融庁】

サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備

サーバ型電子マネーが詐取される被害の予防及び救済に向けた取組を促すため、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、平成28年8月に改正した事務ガイドライン（改正日から適用開始）の適

切な運用を行う。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、サーバ型電子マネー発行者の加盟店管理義務等について審議・検討を行い、平成27年12月に報告書が取りまとめられ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第62号）が第190回国会で成立し、平成28年6月に公布、平成29年4月に施行された。また、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、平成28年8月に事務ガイドラインの改正を行った（改正日より適用開始）ところであり、その適切な運用を行っている。さらに、電子マネーに関する消費者被害の項目を追加したガイドブック等を活用し、被害の未然防止に向けた注意喚起を行った。【金融庁】

仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備

仮想通貨と法定通貨の交換業者について、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制を導入するとともに、利用者保護の観点からの規制を通じて利用者の信頼を確保するための所要の制度整備を行い、整備された制度に基づき適切に運用する。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、仮想通貨に関する制度の在り方について審議・検討を行い、平成27年12月に報告書が取りまとめられ、仮想通貨と法定通貨の交換業者に対し登録制を導入し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制に加え、利用者保護の観点からの規制の導入を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第62号）が第190回国会で成立し、平成28年6月に公布された。

その後、同法施行に向け、仮想通貨交換業者に関する内閣府令案及び事務ガイドライン案の新設を含む政令・内閣府令等案に係る意見募集手続を行い（平成28年12月28日～平成29年1月27日）、平成29年4月に施行された。【金融庁】

安全・安心なクレジットカード利用環境の整備

割賦販売法を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジットカード取引等の適切な対応を進める。また、平成28年12月に改正された割賦販売法を円滑に施行するため、政省令の整備等について、産業構造審議会割賦販売小委員会での議論を踏まえながら、所要の措置を進める。【経済産業省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

関係事業者の法令の遵守を徹底させるため、業者への立入検査や、報告徴収等の適正な執行等を行うとともに、平成27年7月、平成28年6月に取りまとめた産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会報告書、報告書追補版を踏まえ、割賦販売法の見直し作業を進め、「割賦販売法の一部を改正する法律」（平成28年法律第99号）が第192回臨時国会で成立し、平成28年12月に公布さ

れた。さらに、一般社団法人日本クレジット協会等の関係業界団体等で構成されている「クレジット取引セキュリティ対策協議会」において、カード番号等の漏えい防止、決済端末のIC化の推進、EC取引における本人認証の普及に向けた対応策等について検討を進め、平成28年2月に目標、各主体の役割、当面の重点取組を取りまとめた「実行計画」を策定した。【経済産業省】

商品先物取引法の迅速かつ適正な執行

商品先物取引に関し、委託者の保護及び取引の適正化を図るため、引き続き、商品先物取引法の迅速かつ適正な執行を行う。また、不招請勧誘による消費者被害を防止するための取組を徹底するほか、委託者の保護に欠ける事態が生じた場合には、速やかに所要の措置を講ずる。【経済産業省、農林水産省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

委託者の保護及び取引の適正化を図るため、商品先物取引法に基づく立入検査及び監督を実施した。平成28年度は、12月末までに業務改善命令を1件行った（前年度：業務停止命令2件、業務改善命令3件。）。

また、商品先物取引の勧誘規制の見直しに係る改正省令の施行（平成27年6月1日）を踏まえ、同省令に基づく勧誘に関し全外務員に対する研修の実施（平成27年度は11回実施、平成28年度は5回実施。）、商品先物取引に関する相談や違反行為等の情報提供の窓口（「商品先物トラブル110番」）の設置及び業界団体の自主規制強化に向けた監督・指導を行った。

さらに、同省令施行後においては、省令第102条の2第2号又は第3号の規定に基づく勧誘を希望する事業者について、省令第103条第1項第28号に規定する体制が整備されているかを確認し、体制整備が確認できた事業者については、その事業者名を公表した（平成28年度は2月末までに4社。平成27年度は6社）。【経済産業省、農林水産省】

民間賃貸住宅の賃貸借における消費者保護

民間賃貸住宅をめぐるトラブルの未然防止のための「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」のウェブサイト掲載等を行い、周知を図るとともに、賃貸住宅の入退去に係る留意点についてインターネットテレビにより注意喚起を行う。

家賃債務保証をめぐる消費者相談等の状況に鑑み、家賃債務保証会社に対し、業務の適正な実施に当たって遵守することが望ましい事項、不当な取立て行為を行わないことを周知等することで、賃借人の居住の安定を図るための取組を検討し、可能なものから順次実施する。【国土交通省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

民間賃貸住宅をめぐるトラブルの未然防止のための「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」のウェブサイト掲載等を行い、周知を図るとともに、賃貸住宅の入退去に係る留意点についてインターネットテレビにより注意喚起を行っている。

家賃債務保証の業界団体のセミナー等において、家賃債務保証業務の適正な実施に当たっての注意喚起を行った。家賃債務保証に関する適切な情報提供を行うための具体的な方策、要件等につい

て有識者による検討会において議論し、平成28年12月に家賃債務保証の情報提供等に関する方向性をまとめた。

居住支援協議会による賃借人の居住の安定を図るための取組の検討に当たっては、家賃債務保証の業界団体から業務の実態について、ヒアリングを行った。【国土交通省】

住宅リフォーム等における消費者保護

建設業法改正法（平成27年4月1日施行）を踏まえ、リフォーム工事の請負契約に係る注文者から求められた場合の見積書の交付の義務化について、建設業者に周知・啓発するほか、リフォーム工事の請負契約に関するトラブル防止のための方策を引き続き検討する。

住宅リフォーム事業者及び中古住宅流通等に関する情報提供として、リフォームや中古住宅に係る各種瑕疵保険において、当該保険を利用する事業者には住宅瑕疵担保責任保険法人への登録を求め、消費者に対して登録事業者を公表する。

住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図るために、国土交通省の告示（告示公布・施行平成26年9月1日）による住宅リフォーム事業者団体登録制度において、住宅リフォーム事業者団体の登録に関し必要な事項を定め、要件を満たす住宅リフォーム事業者団体を国が登録・公表することにより、団体を通じた住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営を確保するとともに、消費者への情報提供等を行う。

住宅リフォーム及び既存住宅売買に関するトラブルに対応するため、消費者保護の観点から、リフォーム瑕疵保険等の住宅欠陥に関する保険制度等の充実を図る。新たに設置した「住宅瑕疵担保履行制度の新たな展開に向けた研究委員会」等における検討も引き続き実施する。

基礎ぐい工事問題の発生を受けて、施工に関する情報開示の在り方について検討するとともに、その検討結果を踏まえ、所要の対応を実施する。【国土交通省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

リフォーム工事の請負契約に係る注文者から求められた場合の見積書の交付の義務化を周知・啓発するチラシを、平成28年3月にリフォーム工事業団体等の所属する住宅リフォーム推進協議会のウェブサイトに掲載した。

リフォームや中古住宅に係る各種瑕疵保険において、住宅瑕疵担保責任保険法人へ登録した事業者を公表している。住宅リフォーム事業者団体登録制度における、登録住宅リフォーム事業者団体数は、8団体であった（平成28年12月末時点）。

リフォーム瑕疵保険等の住宅欠陥に関する保険制度等の充実を検討し、また、「住宅瑕疵担保履行制度の新たな展開に向けた研究委員会」を設置し、住宅瑕疵担保履行制度の在り方に関する検討委員会において示された課題についてフォローアップを行うとともに、制度の見直しについて検討を継続している。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間取りまとめ（平成28年6月）における施工に関する情報に関する提言を受け、マンションの管理の適正化の推

進に関する法律（平成12年法律第149号）等に基づき、宅地建物取引業者がマンションを分譲した場合に管理組合の管理者等に引き渡す書類の詳細について、関係団体に通知した。【国土交通省】

高齢者向け住まいにおける消費者保護

高齢者向け住まいについては、老人福祉法第29条第1項の規定に基づく「届出」を促進するための都道府県等の取組を推進し、規制を的確に運用する。また、前払金の在り方について、平成26年度までの実態把握等を踏まえて検討する。また、事業者に対し前払金の保全措置を徹底するよう指導を強化するとともに、事業者の廃業等の実態把握と廃業時等の入居者の住居の保護を図るための運用を徹底する。さらに、入居希望者への情報提供の充実を図る。【厚生労働省、国土交通省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

全国都道府県等の高齢者向け住まい担当者会議を開催し、届出促進・指導等の徹底を要請した（平成27年6月18日開催）。

「平成27年度有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査」を実施し、調査結果を公表するとともに、都道府県等に対して届出促進・指導等の徹底を要請した（平成28年4月22日）。

都道府県等に対し、サービス付き高齢者向け住宅の事業廃止時に、入居者の居住の安定が確保されるよう、必要な援助を行うなど、法の的確な運用の徹底を要請した（平成28年7月14日）。

社会保障審議会介護保険部会において介護保険制度の見直しに向けた議論がなされ、有料老人ホームについては、事業者の法令遵守や入居者保護の強化のための施策の充実を図ること等が意見書に盛り込まれた（平成28年12月9日取りまとめ公表）。本意見書を踏まえ、第193回国会に、有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）を盛り込んだ関連法案を提出した。【厚生労働省、国土交通省】

身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての対応

身元保証等高齢者サポート事業について関係省庁と連携し実態把握を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を検討・実施する。【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】

病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態把握を行い、その結果を踏まえ、身元保証人等に求められる役割の必要性、その役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスを整理する（既存の制度やサービスがない場合には、必要な対応策を検討する。）

その上で、身元保証人等のいない場合の適切な取扱い（身元保証人等がいないことは入院・入所を拒否する正当な事由・理由に該当しないことを含む。）について、病院・福祉施設等及び都道府県等に周知する。【厚生労働省】

また、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるための情報提供を行う。【消費者庁、厚生労働省、国土交通省】

<平成28年度の実績>

身元保証等高齢者サポート事業に関する実態把握の実施に係る調査体制の検討など、実態把握のための準備・調整を行った。【厚生労働省、消費者庁】

美容医療サービス等の消費者被害防止

美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、新たに作成したQ & Aを関係者に周知徹底し、指導事例の共有等により、円滑な指導のための連携を行う。

「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」（平成27年7月消費者委員会）も踏まえ、地方公共団体及び医療安全支援センターにおける相談（消費生活相談を含む。）及び指導の件数、内容等を把握し、指針等の効果の検証を行い、検証結果を踏まえた必要な対策を実施する。また、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知する。【厚生労働省、消費者庁】

美容医療に関する消費者トラブルの防止を図るため、美容医療契約を特定継続的役務提供に位置付けるべく、特定商取引法施行令の改正に向けた検討を行う。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

地方公共団体における相談・苦情件数等の状況を把握するため、調査を実施するとともに、都道府県等に対して「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」（平成25年9月27日厚生労働省医政局長通知）などの周知、相談・指導事例の共有及び上記建議についての説明を行い、更なる適正化を求めた。また、平成28年1月に、PIO-NETや医療安全支援センターに蓄積された情報の活用や医療安全支援センターの相談窓口の周知等について地方公共団体に依頼した。さらに、Q & Aを平成28年3月31日に発出し、解釈を明確化した。【厚生労働省】

その他、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知するため、消費者庁と共に消費者向けの注意喚起資料を作成し、平成28年9月に都道府県等に周知するとともに行政のツイッター等を活用し、特定商取引法の規律の在り方についての広報活動を行った。【厚生労働省、消費者庁】

平成28年1月に出された、特定商取引法の規律の在り方についての内閣府消費者委員会の答申の内容等を踏まえ、特定継続的役務として規制対象となる美容医療契約の期間や具体的な施術の範囲等、政令で定めるべき事項について、関係事業者等の意見も聞きつつ、検討を行っている。【消費者庁】

警備業務に関する消費者取引における情報提供の適正化及び苦情解決の円滑化

警備業法第19条の規定に基づく契約内容の書面交付が確実に実施され、警備業務の依頼者の保護が図られるよう、各都道府県警察による警備業者に対する指導及び違反業者に対する行政処分による指導監督を実施する。

警備業務に関する苦情の解決義務が円滑に行われるよう、都道府県公安委員会に

よる報告徴収・立入検査の監督権限によって、苦情の適切な解決が行われているかを確認するとともに、関連団体との連携を推進する。【警察庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

各都道府県警察において、各種講習会、立入検査など、様々な機会を捉えて警備業者に対する指導を実施した。【警察庁】

探偵業法の運用の適正化

各都道府県警察において、探偵業法第8条の規定に基づく契約内容の書面交付が確実に実施され、探偵業務の依頼者の保護が図られるよう、各種講習会や立入検査等様々な機会を捉えて探偵業者に対する指導を行い、違反業者に対して検挙・行政処分といった措置をとるなど、探偵業者に対する指導監督を継続的に実施する。

【警察庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

各都道府県警察において、各種講習会、立入検査など、様々な機会を捉えて探偵業者に対する指導を実施した。【警察庁】

電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化

平成28年4月の電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、電気の小売業への参入が全面自由化され、一般家庭を含む全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。

こうした中、電気の小売供給に関する取引の適正化を図るため、「電力の小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・内容などについて、電気事業法上問題となる行為を行っている事業者に対して指導を行うなど、取引の適切な監視を行う。また、料金の標準メニューの公表及び電源構成の開示については、同指針で「望ましい」としているところであり、これらの取組を促していく。

既に自由化されているLPガスにおける取引については、平成28年5月に取りまとめられた液化石油ガス流通ワーキンググループ報告書を踏まえ、平成29年2月に「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」を公布した。今後も、関係法令等の適切な執行・運用を通じLPガスの取引適正化を促していく。

【経済産業省】

電力小売全面自由化についての周知・広報を行うとともに、電力・ガス取引監視等委員会と国民生活センターで連携して消費者から寄せられたトラブル事例を公表するなど、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を行う。

また、都市ガス小売全面自由化についての周知・広報を行うとともに、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を行う。【経済産業省、消費者庁】

消費者トラブルの状況を注視し、必要に応じて関係法令（特定商取引法、景品表

示法、消費者安全法)を厳正に執行する。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

電力小売全面自由化の実施に当たり、小売供給に係る取引の適正化等を図るため、経済産業省では、平成28年1月に「電力の小売営業に関する指針」を制定した。また、同年2月に事業者向け説明会を開催するとともに、同年5月及び10月に同指針に関する取組状況調査を行うなど、料金の標準メニューの公表及び電源構成の開示等、同指針で「望ましい」とされている取組を促した。また、電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口等に寄せられた不適切な営業活動等について、事実関係の確認や指導を行った。

電力及び都市ガスの小売全面自由化の実施に当たり、経済産業省では、全国各地での説明会開催や、テレビ・新聞・雑誌などのメディアを通じた広報、パンフレット・ポスターの配布、専用ポータルサイト・コールセンターの設置など、自由化の周知・広報を積極的に実施した。さらに、電力・ガス取引監視等委員会が国民生活センターと消費者保護強化のための連携協定を締結(平成28年2月、12月)し、両者が共同で、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を実施した。加えて、同委員会では、消費者に対し、電力及び都市ガスの小売全面自由化に関する正確な情報を分かりやすく発信するためのセミナー等を全国各地で開催するなど、消費者保護のための取組を強化した。

平成28年5月に取りまとめられた液化石油ガス流通ワーキンググループ報告書で示された料金の透明化・取引の適正化に向けた対応の基本的方向性を具体的措置として実施するため、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」等を平成29年2月に公布した。同年2月から3月までにかけて、同省令等の内容について、事業者や消費者等向けの説明会を全国各地(9か所)で20回開催した。【経済産業省】

平成28年4月からの電力小売全面自由化の開始に向け、訪問販売又は電話勧誘販売で消費者が電力供給契約を締結した場合等のクーリング・オフの適用除外規定を整備するため、特定商取引法施行令の改正を行った(平成28年4月1日施行)。また、平成28年1月から電力会社・料金メニュー切替えの事前受付開始以降、電力小売全面自由化に便乗した消費者トラブルの状況について、随時監視を行った(特定商取引法、景品表示法、消費者安全法の執行実績はない。)。【消費者庁】

リスクの高い取引に関する注意喚起

仕組みが複雑である、内容が分かりにくい、損失が生じた場合に高額になる、適正な価格が判断しづらいなどのリスクの高い取引(例えば商品などの先物取引)については、所管省庁の取組に加え、必要に応じ、消費者庁においても、国民生活センターと連携し、取引の際にはリスクについての十分な理解が必要であるなど、被害の未然防止の観点から注意喚起を行う。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年6月に商品先物取引法施行規則の改正が施行されるに当たり、同年5月に消費者庁と国民生活センターから、リスクの十分な理解が必要である等の注意喚起を行った。注意喚起後も引き続き消費生活相談状況を注視するとともに、平成29年1月には、これまでに実施した注意喚起の内

容を更新する予定である。

さらに、改正法施行規則に基づく勧誘を行うことを希望する事業者のうち、施行規則に規定する体制が整備された事業者についての情報を定期的に所管省から提供を受け、当該情報について、国民生活センター、全国の消費者行政部局、消費生活相談窓口に周知した。【消費者庁】

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(3) 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化	特定商取引法の通信販売での不法行為への対応	悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、調査結果に基づく厳正な法執行【消費者庁】					特定商取引法に基づく処分件数
		(KPIの現状) 平成28年度 改善指導：1,019件(前年度：1,083件)					
	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく行政処分等の実施	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正な運用【総務省、消費者庁】					警告メール(行政指導)の件数及び措置命令(行政処分)の件数
		(KPIの現状) 平成28年度 警告メール(行政指導)：約3,400件(前年度：約3,300件) 措置命令(行政処分)：0件(前年度：7件)					
	迷惑メール追放支援プロジェクトの実施	迷惑メール追放に向けた調査端末で受信した迷惑メールの違法性の確認、当該メールに関する情報を送信元プロバイダに通知【総務省】					送信元プロバイダへの通知件数
(KPIの現状) 平成28年度 送信元プロバイダへの通知件数：約13,600件(前年度：約11,000件)							
インターネット上の消費者トラブルへの対応	インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等を踏まえた調査研究等の実施【消費者庁、関係省庁等】					調査報告書(消費者庁ウェブサイト)へのアクセス件数	
	インターネット消費者取引連絡会の開催等【消費者庁、関係省庁等】 調査研究等の結果を活用						
	(KPIの現状) 平成28年度(平成28年12月末時点) 調査報告書(消費者庁ウェブサイト)へのアクセス件数：約2万件(前年同期：約800件)						
電子商取引環境整備に資するルール整備	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂等【経済産業省】					「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂状況	
	(KPIの現状) 平成28年6月3日に改訂を実施。						

3 適正な取引の実現

(3) 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化

特定商取引法の通信販売での不法行為への対応

通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促す。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

引き続き、通信販売業者に対して不適切な広告の改善を促すとともに、ISPや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や金融機関における口座の停止等を促した。【消費者庁】

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく行政処分等の実施

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づき、行政処分や行政指導の実施により、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する特定電子メールに起因した消費者被害を削減する。【総務省、消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

総務省及び消費者庁では、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づき、法違反が疑われる送信者に対する警告メールを平成28年度は約3,400件（前年度：約3,300件）送信した。なお、平成28年度の措置命令は0件（前年度：7件）である。【総務省、消費者庁】

迷惑メール追放支援プロジェクトの実施

迷惑メール追放のための官民連携施策として、調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、当該メールに関する情報を送信元プロバイダに通知することにより、迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促す。【総務省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

総務省は、平成17年2月から官民協力の下で迷惑メールの追放を目的とした「迷惑メール追放支援プロジェクト」を実施。調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、違法性が確認されたメール約24,600件に関する情報を送信元プロバイダに通知することにより、送信元プロバイダにおいて迷惑メール送信回線の利用停止措置を講ずる等の自主的な取組を促した。【総務省】

インターネット上の消費者トラブルへの対応

インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等を踏まえた調査研究等を実施する。また、関係行政機関、事業者団体、消費者団体等で、インターネット上で新たに発生しつつある課題を共有し、事業者等による機動的な取組を促すため、「インターネット消費者取引連絡会」を開催する。【消費者庁、関係省庁等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年度においては「越境電子商取引」、「シェアリングサービス」、「オンラインゲーム」をテーマとして、平成28年度においては「オンライン決済/スマホ決済」、「オンライン旅行取引」、「SNS」、「オンラインレッスン」をテーマとして、それぞれ調査研究を実施した。当該調査結果は、第18回から第23回までのインターネット消費者取引連絡会においてそれぞれ取り上げ、関連業界団体等からの発表や出席者間での意見交換等を行った。【消費者庁、関係省庁等】

電子商取引環境整備に資するルール整備

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂等を通じて、情報技術を利用した取引が消費者や事業者にとって便利でかつ安心・安全なものとなるよう、取引環境を整備し、また、事業者や関係省庁と適宜意見交換を実施する。【経済産業省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年6月3日に改訂を実施した。次回改訂に向け、事業者との意見交換を行いながら検討作業を実施中（引き続き事業者の意見を踏まえつつ、関係省庁とも連携しながら、平成29年6月を目途に改訂案を取りまとめる予定。）。【経済産業省】

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り、犯行ツール対策の推進【警察庁】					特殊詐欺の取締り状況
		特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進【警察庁】					
		特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等【警察庁、金融庁】					
		金融機関に対する不正利用口座に関する情報提供等【金融庁】					
		(KPIの現状) 平成28年の取締り状況(暫定値) ・架空請求詐欺: 検挙件数: 1,149件(前年比30件増)、検挙人員: 743人(前年比19人減) ・金融商品等取引名目の特殊詐欺: 検挙件数: 396件(前年比33件減)、検挙人員: 165人(前年比174人減)					
	被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の取締りの推進	関係行政機関との連携強化等による悪質商法事犯(利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯)の早期把握、迅速かつ機敏な口座凍結の要請等や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進【警察庁】					悪質商法事犯の取締り状況
		(KPIの現状) 平成28年の取締り状況 ・利殖勧誘事犯: 24事件(前年: 37事件)、検挙人員: 87人(前年: 116人) ・特定商取引等事犯: 131事件(前年: 155事件)、検挙人員: 264人(前年: 250人)					
	生活経済事犯に係る被害拡大防止に向けた犯行助長サービス対策等の推進	口座凍結のための金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくパーチャルオフィス契約の解約要請等の犯行助長サービス対策の推進【警察庁、関係省庁等】					情報提供、解約要請等の実施状況
		(KPIの現状) 平成28年の情報提供、解約要請等の実施状況 ・生活経済事犯に利用された口座を凍結するための金融機関への情報提供件数: 24,671件(前年: 29,932件) ・携帯電話契約者確認の求めを行った件数: 7,186件(前年: 9,268件)					

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応	金融機関への注意喚起【金融庁、警察庁】					「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況」における各種指標等
		金融機関における取組状況のフォローアップ【金融庁】 必要に応じ、調査内容について年次で見直しを行う。					
		(KPIの現状) 平成28年3月末時点 ・ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合：94.6%（前年比1.6ポイント増） ・生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合：49.5%（前年比0.4ポイント増） ・ICキャッシュカード導入済金融機関：88.1%（前年比増減なし） ・生体認証機能付ICキャッシュカード導入済金融機関：21.4%（前年比0.6ポイント増） ・個人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：99.2%（前年比2.3ポイント増） ・法人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：96.3%（前年比4.6ポイント増）					
ヤミ金融事犯の取締りの推進		ヤミ金融事犯の徹底した取締り、金融機関に対する口座凍結の要請、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の予防【警察庁】					ヤミ金融事犯の取締り状況
		(KPIの現状) 平成28年の取締り状況 ヤミ金融事犯：528事件（前年：442事件）、検挙人員：662人（前年：608人）					
フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策の推進		不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づくフィッシング事犯の取締り、サイバーセキュリティ関連事業者団体等に対するフィッシングに係る情報提供等【警察庁、総務省、経済産業省】					フィッシング事犯の取締り及び情報セキュリティ関連事業者団体に対するフィッシングに係る情報提供等の実施状況
		(KPIの現状) 平成28年（平成28年12月末時点） ・フィッシング行為（識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止（不正アクセス行為の禁止等に関する法律第7条違反））の検挙件数：1件（前年：14件）（警察庁） ・都道府県警察の実施する講習等を通じて、注意喚起を推進している。（警察庁） ・フィッシング協議会やJPCERTコーディネーションセンターを通じて、フィッシングに関するニュースや緊急情報等を122件発信。（経済産業省） ・迷惑メール対策推進協議会のウェブサイト上で「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」を公表するとともに、技術的対策の普及促進を実施。（総務省）					

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	ウイルス対策ソフト等を活用した被害拡大防止対策	URL情報等の提供による、海外の偽サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面への警告表示等の実施【警察庁】					海外の偽サイト等に関するURL情報等のウイルス対策ソフト事業者等への提供
		(KPIの現状) 平成28年 ウイルス対策ソフト事業者等へ情報を提供：5,865件(前年：3,899件)					
	インターネットオークション詐欺の取締り	インターネットオークションに係る犯罪の取締り、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起【警察庁】					インターネットオークションに係る犯罪の取締り及び犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起の実施状況
		(KPIの現状) 平成28年(平成28年12月末時点) インターネットオークション詐欺の検挙件数：208件(前年：511件) 都道府県警察の実施する講習等を通じて、注意喚起を推進している。					
	模倣品被害の防止	模倣品の取締りと取引関係者への協力依頼【消費者庁、警察庁、財務省、総務省、農林水産省、経済産業省、関係省庁等】					(イ) 模倣品被害の取締り状況 (ロ) 取引関係者への協力依頼の状況
		(KPIの現状) (イ) 平成28年の取締り状況(平成28年12月末時点)(警察庁、財務省) ・商標権侵害事犯：304事件(前年：316事件)、検挙人員：381人(前年：457人) ・著作権侵害事犯：238事件(前年：239事件)、検挙人員：267人(前年：290人) ・全国の税関における知的財産侵害物品の差止状況(平成28年1月から9月まで) 輸入差止件数：19,414件(前年比：83.4%) 輸入差止点数：458,288点(前年比：85.4%) 平成28年の数値は29年3月初旬公表予定 (ロ) ・模倣品を扱っている可能性のあるインターネット通信販売サイト257件(前年度：213件)について特定商取引法の遵守状況を調査。うち、160件(前年度：79件)に改善指導を実施。 ・ブランド権利者等に対して、悪質な海外ウェブサイトに関する情報提供を依頼。(消費者庁) ・政府模倣品・海賊版対策総合窓口寄せられる消費者等からの情報(情報提供件数(平成26年度：1,292、平成27年度：575)について、関係省庁及び主要なECサイト運営者等に定期的に共有。(経済産業省)					

3 適正な取引の実現

(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

特殊詐欺の取締り、被害防止の推進

架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを強化する。また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進し、被害の未然防止、拡大防止を図る。

様々な機会を通じて特殊詐欺の最新の手口、発生状況、被害に遭わないための注意点等の情報を提供するなど、特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動を推進する。【警察庁】

金融機関に対し、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止に向けた金融機関の取組をより一層促進する。【警察庁、金融庁】

また、同様の観点から、金融機関における振り込め詐欺への対応状況の検証を行う。

金融機関に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期ごとの公表を行う。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

政府広報を活用した注意喚起を始め、地方公共団体や関係機関、団体などと連携して、あらゆる媒体や機会を活用した複合的な防犯指導、広報啓発を行い、犯行手口や予防対策を分かりやすい周知に努めている。

金融機関職員を対象とした声掛け訓練を実施するなど、金融機関窓口での声掛けの徹底を要請するとともに、警察への通報依頼を推進するなど、金融機関職員等による被害の水際阻止が行われるよう働き掛けている。

架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを推進している（平成28年の取締り状況・・・架空請求詐欺：検挙件数1,149件、検挙人員743人（前年：検挙件数1,119件、検挙人員762人） 金融商品等取引名目の特殊詐欺：検挙件数396件、検挙人員165人（前年：検挙件数429件、検挙人員339人））。

また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進している。【警察庁】

預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等については、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにおいて公表した（平成28年度においては、1月、4月、7月、10月）。【金融庁】

被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の取締りの推進

悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）は、高齢者等の社会的弱者に多大な被害をもたらすものであることから、関係行政機関との連携強化等による事犯の早期把握に努めるとともに、迅速かつ機敏な口座凍結の要請等や広域事犯に対応するための合同・共同捜査を推進しての早期事件化により、被害の拡大防止を図る。【警察庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

警察庁では、毎年5月の政府の「消費者月間」に合わせて、平成27年5月及び平成28年5月を「生活経済事犯対策強化期間」に指定し、取締りの重点対象事犯の一つとして、「高齢者が被害に遭いやすい利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯」を示した上で、都道府県警察に対して、迅速かつ機敏な口座凍結の要請等や広域事犯に対応するための合同・協同捜査を推進して早期事件化を指示している。

なお、平成28年には、利殖勧誘事犯を24事件87人（前年：37事件116人）、特定商取引等事犯131事件264人（前年：155事件、250人）を検挙した。【警察庁】

生活経済事犯に係る被害拡大防止に向けた犯行助長サービス対策等の推進

生活経済事犯の多くで、預貯金口座のほか、携帯電話、バーチャルオフィス等に係るサービスが悪用されていることから、犯罪の予防及び被害拡大防止を図るため、口座凍結のための金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくバーチャルオフィス契約の解約要請等の犯行助長サービス対策を推進する。

【警察庁、関係省庁等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

警察庁では、平成27年及び平成28年の生活安全警察の運営重点として、「早期の口座凍結による犯罪収益の散逸防止と剥奪の徹底」、「被害拡大防止に向けた犯行助長サービス対策の一層の推進」等を掲げ、都道府県警察に対して、その推進を指示している。

なお、平成28年には、生活経済事犯に利用された口座を凍結するための金融機関への情報提供を24,671件（前年：29,932件）、携帯電話契約者確認の求めを7,186件（前年：9,268件）行っている。【警察庁】

偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応

偽造キャッシュカード等（偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキング）による被害の防止等に向けた金融機関への注意喚起を実施する。

【金融庁、警察庁】

また、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップ（偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況の四半期ごとの公表、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査の実施及び公表、金融機関における偽造キャッシュカード等への

対応状況の検証)し、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進する。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況を、金融庁ウェブサイトにおいて公表(平成27年5月、8月、10月及び12月並びに平成28年3月、6月、9月及び12月)するとともに、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査を実施し、金融庁ウェブサイトにおいて公表した(平成27年8月及び平成28年8月)。

「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、預金取扱金融機関におけるセキュリティ対策(インターネットバンキング対策も含む。)や顧客への対応について、監督上の着眼点として明確化する等の改正を行った(平成27年4月)。【金融庁】

偽造キャッシュカード等によりATMから現金を払い出す事案が依然として発生していることから、キャッシュカード等の磁気情報を不正に入手される可能性がある場所に対して、防犯指導を行うよう都道府県警察に指示した(平成28年3月)。【警察庁】

ヤミ金融事犯の取締りの推進

ヤミ金融事犯については、健全な経済生活を脅かす悪質な事犯であり、また暴力団の資金源となる場合もあることから、当該事犯の徹底した取締りのほか、金融機関に対する口座凍結の要請、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等により、被害の予防を図る。【警察庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

警察庁では、平成27年及び平成28年の生活安全警察の運営重点として、「広域にわたるヤミ金融事犯の取締りの推進」等を掲げ、都道府県警察に対して、ヤミ金融事犯の徹底した取締りのほか、金融機関に対する口座凍結の要請、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等の推進を指示している。

なお、平成28年には、ヤミ金融事犯を528事件662人(前年：442事件608人)を検挙した。【警察庁】

フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策の推進

不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、フィッシング事犯の取締り、サイバーセキュリティ関連事業者団体等に対するフィッシングに係る情報提供等を行い、フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策を推進する。【警察庁、総務省、経済産業省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

不正アクセス行為の禁止等に関する法律を適用した「フィッシング」行為の取締りを推進している。

フィッシングに係る犯罪について、都道府県警察の実施する情報セキュリティに関する講習等を通じ注意喚起を推進している。【警察庁】

総務省では、フィッシング対策にも有効な技術的対策の一つとして、受信者が受け取った電子メールについて、当該電子メールの送信者の情報が詐称されている（送信者になりすましている）か否かを確認可能とする「送信ドメイン認証技術」の普及促進に取り組んでおり、迷惑メール対策に関わる関係者が幅広く参画し、関係者による効果的な迷惑メール対策の推進に資することを目的として設立された「迷惑メール対策推進協議会」と連携し、「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」を策定・公表している。【総務省】

サイバーセキュリティ関連事業者団体等に対するフィッシングに係るニュースや緊急情報の提供を行った。【経済産業省】

ウイルス対策ソフト等を活用した被害拡大防止対策

各都道府県警察等から集約した、海外の偽サイト等に関するURL情報等を、ウイルス対策ソフト事業者等に提供し、当該サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面に警告表示等を行う対策を推進する。【警察庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

各都道府県警察等から集約した、海外の偽サイト等に関するURL情報等を、ウイルス対策ソフト事業者等に提供し、当該サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面に警告表示等を行う対策を推進している。

また、平成28年7月から、海外の偽サイト等に関するURL情報等を、ウェブブラウザ事業者等が加盟する国際的な団体であるAPWG（フィッシング対策ワーキンググループ）に対して提供しており、ウェブブラウザによる警告表示が可能となった。【警察庁】

インターネットオークション詐欺の取締り

インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起を実施する。【警察庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

都道府県警察による情報セキュリティに関する講演等を通じ、インターネット利用者に対する注意喚起を推進している。また、インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進している。

【警察庁】

模倣品被害の防止

越境取引やインターネット取引などでの模倣品被害を防止するため、関係行政機関が連携して取締りの強化等を行うとともに、取引の関係者にも協力を呼び掛ける。【消費者庁、警察庁、財務省、総務省、農林水産省、経済産業省、関係省庁等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

インターネット通販事業者の特定商取引法違反に関する調査の一環として、対策を行う。

海外著名ファッションブランドの権利者等からの情報提供を受け、模倣品販売が確認されたサイト等の悪質な海外ウェブサイトに関する情報について、消費者庁ウェブサイトにおいて公表してい

る。【消費者庁】

警察庁では、平成27年及び平成28年の生活安全警察の運営重点として、「偽ブランド事犯等の取締りの推進」等を掲げ、都道府県警察に対して、その推進を指示している。また、平成28年12月には、関係する機関・団体が構成する不正商品対策協議会が主催するアジア知的財産権シンポジウム2016の後援及び当該シンポジウムへの警察庁担当者の派遣をし、関係者と連携した広報啓発活動を行っている。

なお、平成28年には、商標権侵害事犯を304事件381人（前年：316事件457人）、著作権侵害事犯を238事件267人（前年：239事件290人）を検挙した。【警察庁】

平成28年の全国の税関における知的財産侵害物品の差止状況について、輸入差止件数は、26,034,419,414件（前年比88.9%）、輸入差止点数は、622,665点（前年比90.3%）であった。【財務省】

官民連携の農林水産知的財産保護コンソーシアムを通じて、平成28年度は台湾（台北、高尾）、中国（上海、広州）、香港、タイ（バンコク）において、我が国農林水産物・食品の産地偽装・模倣品に係る現地調査等を実施した。また、我が国地理的表示（GI）産品等の模倣品による被害を防止するため、インターネットによる監視を実施し、平成28年12月に地理的表示法（GI法）を改正し、輸入業者に対し、輸入された不正表示産品の譲渡を禁止する規制を定めた。【農林水産省】

政府模倣品・海賊版対策総合窓口に寄せられる消費者等からの情報について、関係省庁、主要なECサイト運営者等に定期的に共有した。【経済産業省】

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(5) 規格・計量の適正化	J I S 規格等の国内・国際標準化施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施 ・日本工業標準調査会への消費者代表の参加 ・消費者代表の国際標準化活動への参加 【経済産業省】					標準化セミナー及び消費者代表の参加したJ I S 開発審議の開催状況
		(KPIの現状) 平成28年度(平成28年12月末時点) <ul style="list-style-type: none"> ・「消費者のための標準化セミナー」を15か所で開催。 ・消費生活技術専門委員会など14の委員会を44回開催。 					
	新たなJ A S 規格等の検討	食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、海外を含めた市場の拡大等に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえたJ A S 規格等の検討 【農林水産省】 毎年度、消費者ニーズに則した商品動向や食品加工技術の向上等を考慮し、J A S 規格の制定・見直し等を行う。					新たなJ A S 規格等の検討状況
		(KPIの現状) <ul style="list-style-type: none"> ・介護食品について、平成28年6月の農林物資規格調査会で審議し、平成28年8月17日付けで「そしゃく配慮食品の日本農林規格」を制定。 ・平成28年6月の「日本再興戦略2016」や平成28年11月の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を受け、平成28年12月の農林物資規格調査会において、我が国の強みのアピールにつながる多様な規格の制定や消費者に分かりやすいJ A S マークの在り方など、J A S 制度の見直し方向を報告。 ・第193回国会に農林物資の規格化等に関する法律等の一部を改正する法律案を提出 					

3 適正な取引の実現

(5) 規格・計量の適正化

ＪＩＳ規格等の国内・国際標準化施策の実施

消費者の日本工業規格（ＪＩＳ）開発審議への参加を効率的に促進するために「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施する。また、国の審議会である日本工業標準調査委員会に消費者代表が参加し、消費者の立場から国内の標準化・認証に関する審議を実施する。さらに消費者代表が国際標準化活動にも参加する。【経済産業省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年度は「消費者のための標準化セミナー」を15か所（前年度：18か所）で開催した。これまでに、北海道、山形県、福島県、石川県、静岡県、愛知県、岡山県、山口県、徳島県、福岡県、佐賀県、熊本県等で開催した。平成28年度は消費生活技術専門委員会など14の委員会について47回（前年度30回）開催した。【経済産業省】

新たなＪＡＳ規格等の検討

食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、海外を含めた市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえたＪＡＳ規格等を検討し、制度化を図る。【農林水産省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

介護食品について、ＪＡＳ規格の制定に向けた議論を平成28年2月に開始、同年6月の農林物資規格調査会で審議し、同年8月17日付けで「そしゃく配慮食品の日本農林規格」として制定した。ドライエイジングビーフのＪＡＳ規格化に向けて、関係業界等で構成される委員会で検討を行い、同年3月にＪＡＳ規格化に向けた課題や論点を取りまとめた。

平成28年6月の「日本再興戦略2016」や同8年11月の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を受け、同年12月の農林物資規格調査会において、我が国の強みのアピールにつながる多様な規格の制定や消費者に分かりやすいＪＡＳマークの在り方など、ＪＡＳ制度の見直し方向を報告した。

第193回国会に農林物資の規格化等に関する法律等の一部を改正する法律案を提出した。【農林水産省】